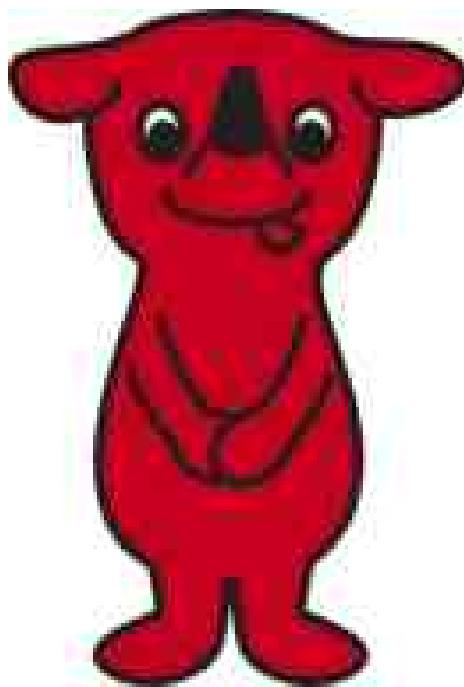


軽油引取税

特別徴収義務者の手引き

- ①軽油引取税の概要
- ②申告書・報告書の書き方
- ③Q&A



千葉県マスコットキャラクター
「チーバくん」

令和3年4月

千 葉 県

平素より軽油引取税をはじめ、県税にご理解とご協力をいただき、
ありがとうございます。

本冊子は、軽油引取税の特別徴収義務者の皆様が、毎月の申告・報告
又は各種申請・届出を行う際、間違えやすい点や判断に迷うと思われる点
についてまとめたものです。

申告書等を作成される際は、本冊子を参考にして、誤りのないようお願い
いたします。

また、本冊子を見ても分からぬ点につきましては、管轄の県税事務所
にお問い合わせください。

なお、本文中特にことわりのない限り、

法：地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）

施行令：地方税法施行令（昭和 25 年政令第 245 号）

規則：地方税法施行規則（昭和 29 年總理府令第 23 号）

条例：千葉県県税条例（平成 19 年千葉県条例第 1 号）

条例施行規則：千葉県県税条例施行規則（平成 19 年千葉県県規則第 37 号）
を表します。

【用語説明】

本冊子で使用している主な用語について説明します。

- ◎元 売 業 者…・軽油の製造、輸入又は販売することを業とする方で、総務大臣に指定された方
- ◎特 約 業 者…・元売業者との販売契約に基づいて軽油の供給を継続的に受け販売する方で、都道府県知事の指定を受けている方
- ◎販売業者(石油製品販売業者)…・石油製品の販売業者のうち、元売業者・特約業者以外の方
- ◎需 要 家…・軽油の販売を行わず、自己で軽油を消費する方
- ◎特別徴収義務者…・軽油を引き取った方から代金と合わせて軽油引取税を徴収し、都道府県に納める方で、原則として、元売業者・特約業者の方
- ◎申 告 納 入…・特別徴収義務者が、徴収すべき軽油引取税の課税標準量及び税額を申告し、申告した税金を納入すること
- ◎申 告 納 付…・納税者(元売業者、特約業者も含む。)が、納付すべき軽油引取税の課税標準量及び税額を申告し、申告した税金を納付すること
- ◎商 流 …・軽油の受発注等の取引関係の流れのこと(納品を伴わないものも含む。)
- ◎物 流 …・軽油の物理的な移動の流れのこと(納品を伴うもの。)
- ◎持 届 け…・タンクローリー等により油槽所からSS等へ軽油を納入すること
- ◎庫 取 り…・タンクローリー等により油槽所へ軽油を取りに行くこと

目次

第1章 軽油引取税の概要



1	軽油引取税とは	1
2	持届けを行った場合の納入地について	2
3	庫取りを行った場合の納入地について	3
	◎ 参考 納入地の例	5
4	既に軽油引取税を課された軽油(課税済軽油)の申告について	7
5	免税軽油を引き渡した場合の申告について	8
6	欠減量・税額の端数処理について	9
7	軽油を自己消費した場合の申告について	9
8	在庫差量の申告・報告について	9
9	売掛金が納期限までに回収できない場合の申請について	10
10	事業の開廃等の届出について	10
11	帳簿記載義務について	12

第2章 申告書・報告書等の書き方



※	申告・報告等に使用する主な様式のご案内	13
1	元売業者・特約業者の申告・報告義務と申告・報告様式	14
	【参考】特約業者が提出すべき申告書及び報告書様式の確認	15
2	申告書・報告書の作成方法	16
3	取引事例別 申告書・報告書の記載内容	19
4	申告書・報告書の記入例	24
5	その他様式の記入例	34

第3章 Q&A



問1	閉鎖したSSに残った軽油について、申告は必要ですか?	54
問2	給油カード等で給油した場合、誰が特別徴収し、報告はどのようにするのですか?	55
問3	特約業者がバージ船等により船舶へ洋上給油を行った場合及び接岸させて給油を行った場合のそれぞれの納入地(申告先)はどこですか?	56
問4	軽油を輸出した場合、課税免除は受けられますか?	57
問5	販売先が破産して売掛金が回収できなくなりましたが、どうしたらよいですか?	58
問6	SSを新設または閉鎖した場合、どのような手続きが必要になりますか?	60
問7	申告書を郵送した場合、申告日の取扱いはどうなりますか?	60
問8	期限後に申告納入等を行った場合、どのような取扱いとなるのですか?	61
問9	特別徴収義務者交付金とはどのようなものですか?	63
問10	事業者コード・事業所コードとはどのようなものですか?	63
問11	不正軽油を取り扱った場合等の罰則には、どのようなものがあるのですか?	64
	軽油引取税の業務を行う県税事務所のご案内	66

第1章 軽油引取税の概要

1 軽油引取税とは

軽油引取税は、税収を道路の新設や維持管理等の費用に充てることを目的とする「目的税」として昭和31年に創設されましたが、平成21年度からは税収の用途を限定しない「普通税」に変更されました。

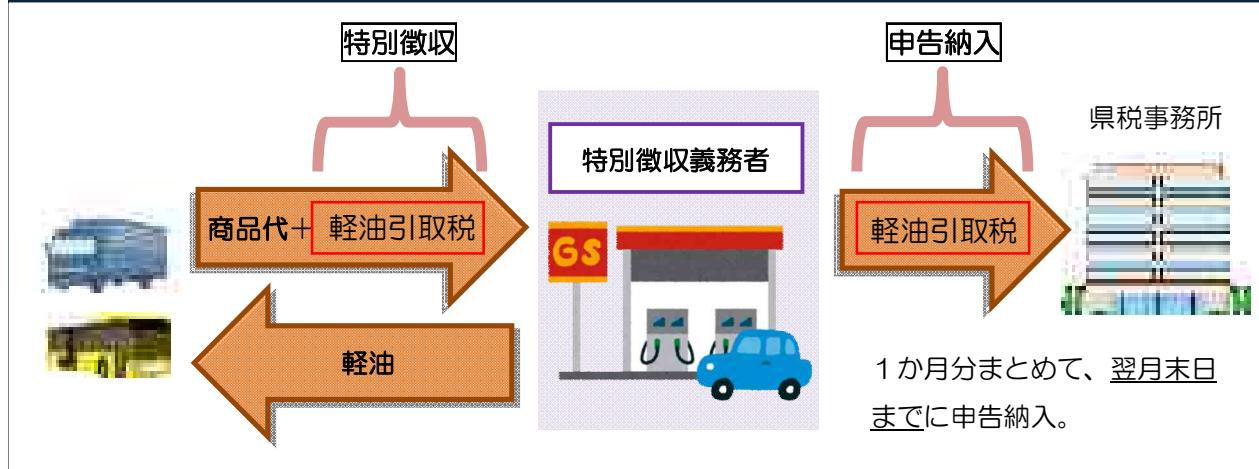
軽油引取税は、特約業者又は元売業者からの軽油の引取り(特約業者の元売業者からの引取り及び元売業者の他の元売業者からの引取りを除きます)で、その引取りに係る軽油の現実の納入を伴うものに対して課税され、引取りを行う方が納税義務者になります。

特別徴収義務者として指定された元売業者又は特約業者が、納税義務者である軽油の引取りを行う方から軽油引取税を徴収し、1か月分をまとめて翌月末日までに、軽油の納入地所在の都道府県に「軽油引取税納入申告書(第16号の10様式)」によって申告をして納めます(特別徴収)。納入地の考え方及び参考例については[P2~6](#)をご確認ください。

税率は、当分の間、1キロリットルにつき、32,100円です。

また、毎月末日までに前月の初日から末日までに行った軽油の引取り、引渡し、納入、消費、製造及び輸入に関する事実並びにその数量、前月の末日における軽油の在庫数量その他の事項を「軽油の受払い等の数量報告書(第16号の41様式)」等によって報告する必要があります。提出する様式及び提出先については、[P13](#)をご確認ください。

【特別徴収制度イメージ図】



※ 申告期限日が休日等にあたる場合、その翌日が期限日となります。

郵便、信書便による提出の場合、通信日付印の日付が申告日となります。[\(P60 参照\)](#)

納入すべき軽油引取税額がない場合でも特別徴収義務者として登録した都道府県に納入申告書の提出が必要です。

2 持届けを行った場合の納入地について

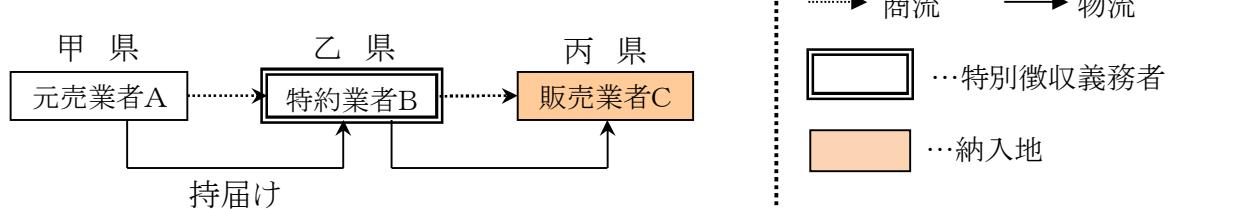
軽油引取税が課税される軽油の引取りについては、その軽油の納入地所在の都道府県に申告納入することになっています。

この場合の納入地とは、軽油を現に所有する者が交代した際の場所をいいます。

元売業者の持届けにより特約業者が石油製品の販売業者(元売業者や特約業者も含む)に軽油を販売した場合は、当該石油製品販売業者の事業所(SS等)の所在地が納入地となります。

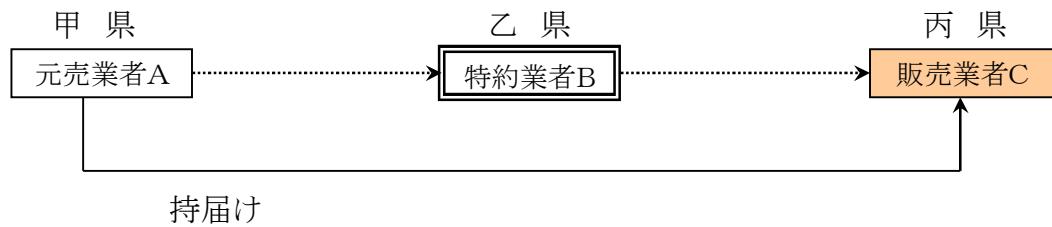
▶▶▶ 根拠規定 法第144条の2第1項、第2項

■ 流通例①



特別徴収義務者(特約業者B)は、軽油の「現実の納入地」である丙県へ申告納入することになります。

■ 流通例②



特別徴収義務者(特約業者B)は、軽油の「現実の納入地」である丙県へ申告納入することになります。

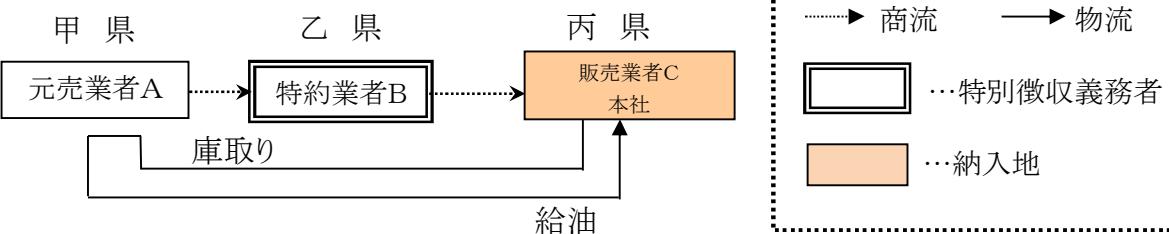
3 庫取りを行った場合の納入地について

引取課税における納入地とは、軽油を現に所有する者が交代した際の場所をいい、持届けの際は納入先の事業所(SS等)所在地になります([P2参照](#))。

ただし、石油製品の販売業者(元売業者、特約業者、石油製品販売業者及び軽油製造業者等)が庫取りによる引取りを行った場合、引取りに係る納入地はその軽油を現実に納入した販売業者の事業所所在地となりますので、ご注意ください。

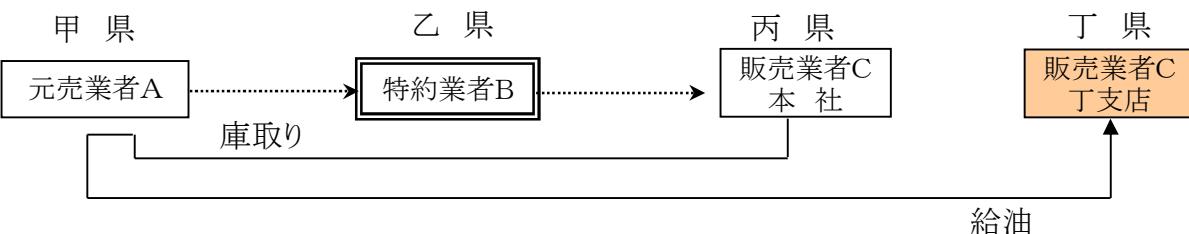
▶▶▶ 根拠規定…法第144条の2第1項(かつこ書き)

■ 流通例①



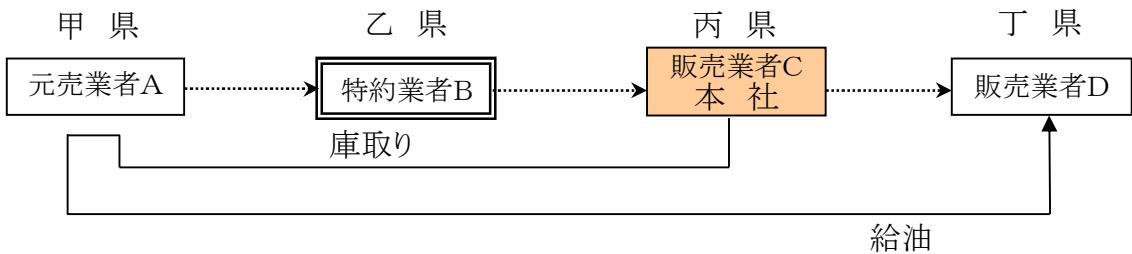
軽油が現実に引き渡された場所が元売業者Aの油槽所であるため、納入地は甲県であると誤解しやすいですが、「石油製品の販売業者」である販売業者Cが軽油の引取りを行っているため、販売業者Cの事業所所在の丙県が納入地となります。したがって、特約業者Bは、丙県に申告納入を行います。

■ 流通例②



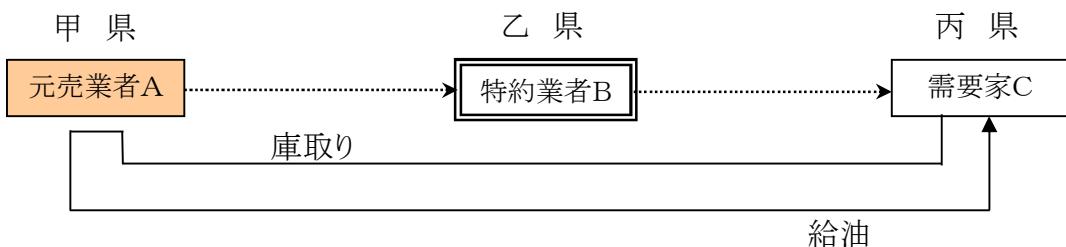
①との相違点は、引き取った軽油を販売業者Cの本社ではなく、支店に運んでいることです。この場合の納入地は、軽油を現実に納入した支店のある都道府県になります。したがって、特約業者Bは、丁県に申告納入を行います。

■ 流通例③



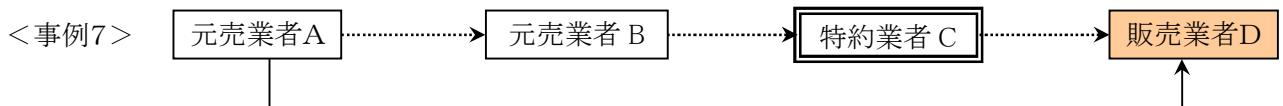
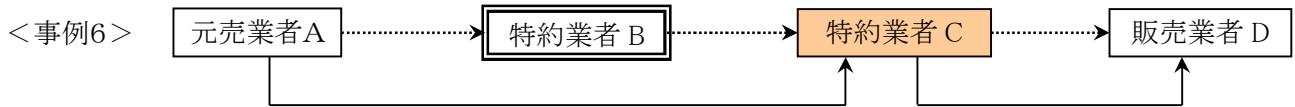
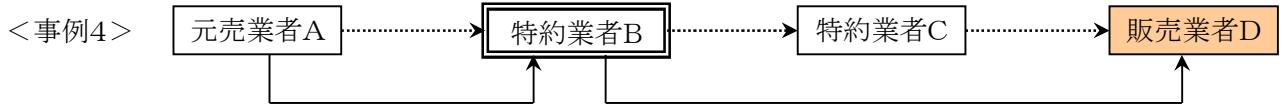
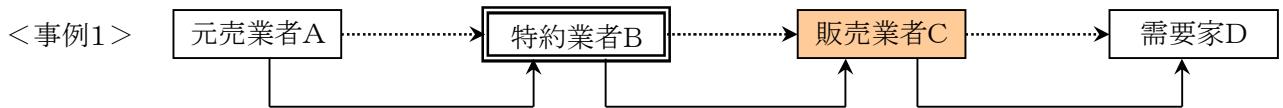
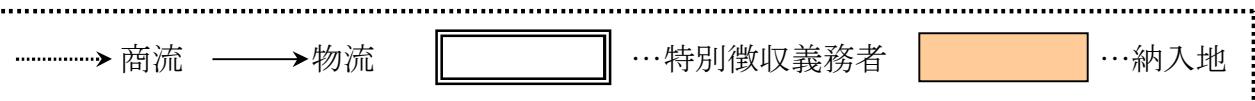
②との相違点は、庫取りで引き取った軽油を他者である販売業者Dに運んでいることです。この場合、持ち込んだ販売業者Dが所在する都道府県が納入地となるものと誤解しやすいですが、「石油製品の販売業者」である販売業者Cが軽油の引取りを行っているため、①と同様に、販売業者Cの事業所所在の丙県が納入地となります。したがって、特約業者Bは、丙県に申告納入を行います。

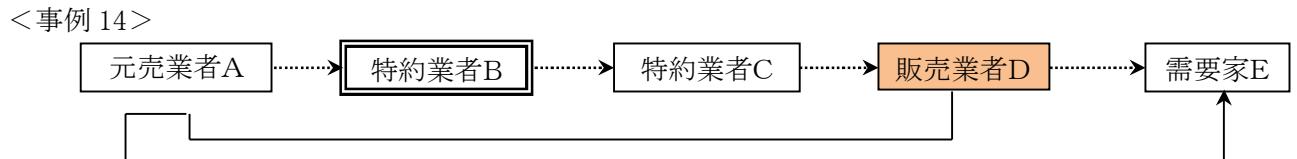
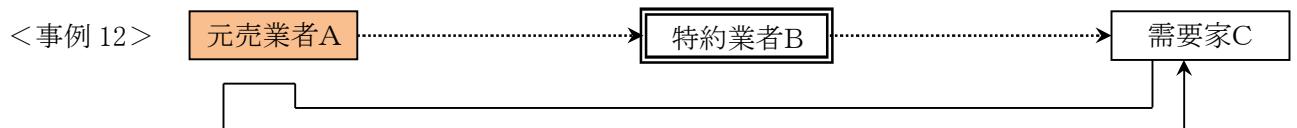
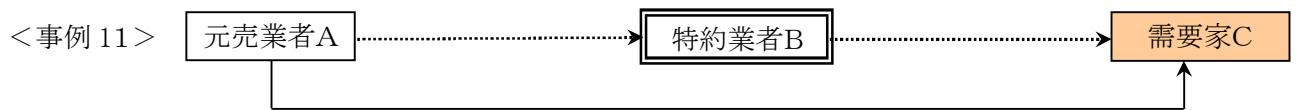
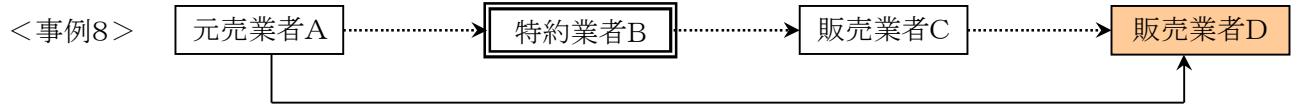
■ 流通例④



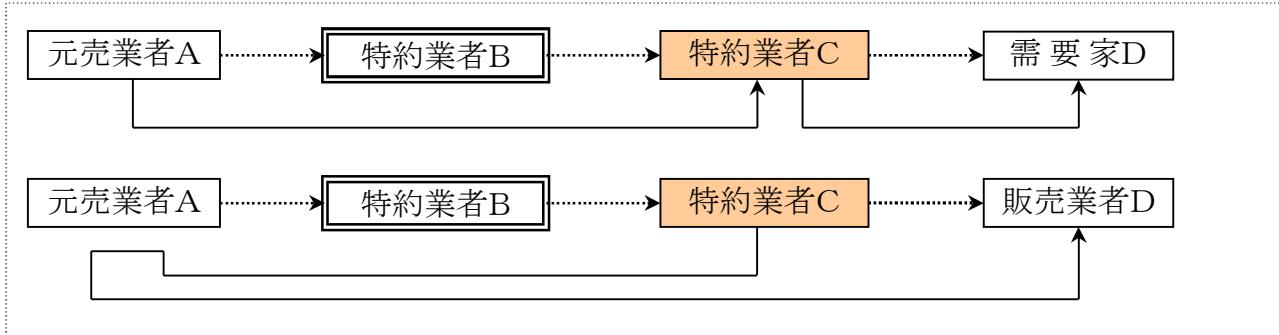
①～③の場合と異なり、元売業者Aの油槽所で軽油の庫取りを行っているのは、石油製品の販売業者ではなく需要家です。この場合は、需要家Cが軽油を現実に引き渡された場所、すなわち元売業者Aの油槽所が所在する都道府県である甲県が納入地となります。したがって、特約業者Bは、甲県に申告納入を行います。

◎ 参考 納入地の例





4 既に軽油引取税を課された軽油(課税済軽油)の申告について



上記経路例においては、特約業者Bが特別徴収義務者として申告納入しますが、特約業者Cも軽油引取税納入申告書及び課税済軽油の引取数量等届出書の提出が必要です。

○軽油引取税納入申告書(第16号の10様式)

現実の納入を伴って引き渡した課税済軽油の数量を、「法第144条の5第2号の規定によって課税免除される軽油の数量(エ)」欄に記載し、その内訳を軽油の納入数量明細書(第16号の10様式別表)に記載してください。
⇒記入例…[P24~25](#)

○課税済軽油の引取数量等届出書

課税済軽油について課税免除を受けるには、下表の書類を提出していただきます。適切な書類作成のために、取引先に対し、軽油引取税の申告を行った者の住所・氏名、申告先の都道府県税事務所名及び課税済軽油の出荷地などを確認してください。

軽油引取税が課されていないことが判明した場合には、課税免除を承認できることとなり、申告された特別徴収義務者の方に当該軽油に係る軽油引取税を納税していただくことになります。

►►►根拠規定…法第144条の14第2項、第4項、規則第8条の37第2号

提出期限	課税済軽油の納入を行った月の翌月末日	
提出書類	(1) 課税済軽油の引取数量等届出書 (2) 課税済軽油であることを証する書類 (仕入先の業者が発行した課税済証明書(原本が原則)) やむを得ず添付できない場合は、添付できない理由を記載した書面	記入例… P34

※ 届出書の記載内容や提出書類に不備がある場合や、提出期限後に提出された場合は、課税免除の承認はできません。

5 免税軽油を引き渡した場合の申告について

免税証と引換えに軽油を引き渡した場合、免税証を交付(発行)した都道府県に登録されている特別徴収義務者が、当該都道府県知事の承認を得たときは、軽油引取税を課さないこととされています。

軽油引取税納入申告書の「課税対象とならない数量」(オ)欄に当該軽油の納入数量を記載し、免税証を添付して、申告期限までに提出してください。

▶▶▶根拠規定 法第144条の14第2項、第4項、規則第8条の37第3号

以下の免税証では課税免除が受けられませんので、免税証と引換えに軽油を引き渡すときは、交付した都道府県、有効期間等を確認の上、受理してください。

- 軽油の引渡し時に、有効期間前又は有効期間を過ぎている免税証
- 納入申告書の提出先である都道府県以外の都道府県が交付(発行)した免税証

※ ただし、船舶の使用者、自衛隊及びJRに対して交付された免税証については、納入申告書の提出先である都道府県が交付(発行)した免税証でなくても、例外的に認められます。

また、免税証は、免税軽油の引渡しと引換えに免税軽油使用者又は販売店から受け取ってください。免税軽油を引渡した月と納入申告書に免税証を添付する月が同一でない場合、課税免除は受けられません。

なお、免税軽油使用者に軽油を引き渡したときは、申告書別表(第16号の10様式別表)中「納入を受けた者」への記載は、できるだけ自動車の保有者とは区別して免税軽油使用者名をご記入ください。

引渡数量報告(第16号の41様式別表5及び別表6)中の「引取りを行った者」、「納入を受けた者」への記載についても、同様です。



業種が記載されています。
船舶…「船」
とび・土工工事業…「と」 等

6 欠減量・税額の端数処理について

法定欠減量、課税標準量及び税額の端数処理は、下表のとおり行ってください。(P24参照)

区分	端数処理方法
法定欠減量	リットル位未満小数点4位以下の端数を <u>切り上げ</u>
課税標準量	リットル位未満小数点4位以下の端数を <u>切り捨て</u>
税額	1円未満を切り捨て

<例>

- ① 法定欠減量の計算結果が100. 0011リットルとなった場合→100. 002リットル
- ② 税額の計算結果が500, 000. 5円となった場合→500, 000円

7 軽油を自己消費した場合の申告について

灯油を配達するためのミニローリーなどへの給油等、自己所有の軽油を自ら消費した場合は、消費した数量について、翌月末日までに、当該消費について直接関係を有する事務所又は事業所の所在地の都道府県に軽油引取税を申告納付しなければなりません。

►►►根拠規定 法第144条の3第1項第1号、第2号
法第144条の18第1項第5号

納付申告書の記入例は[P26](#)、当該消費に係る数量報告書の記入例については、[P27](#)・[P32](#)をそれぞれ参照してください。

8 在庫差量の申告・報告について

特別徴収義務者の皆様には、毎年3月末日までに、前年の3月1日から当年の2月末日までの各事務所又は事業所(SS等)における在庫数量に関する報告をいただくことになっています。報告にあたっては、事務所又は事業所(給油所等)ごとに、「事務所又は事業所別在庫数量等明細書」を作成し、提出してください(記入例は[P38](#)を参照)。一箇所につき複数の貯蔵タンクがある場合は、それらを合算して当該箇所の報告とします。

その際、事務所又は事業所(SS等)ごとに、実在庫数量が帳簿在庫数量を下回る場合に、自己消費があったものとみなし、上記7の規定に基づき、当該数量の全量につき申告納付していただいております。

なお、SS閉鎖時はその都度処理が必要です。詳細は[P54](#)をご確認ください。

9 売掛金が納期限までに回収できない場合の申請について

特別徴収義務者が軽油の代金及び軽油引取税の全部又は一部をその納期限までに受け取ることができなかったことにより、その納入すべき軽油引取税に係る徴収金の全部又は一部を納入することができない場合には、納期限から2か月以内の期間に限って徴収猶予を申請することができますので、「軽油引取税徴収猶予申請書(条例施行規則第100号の28様式)」に徴収猶予を受けようとする税額、期間等を記載し提出してください。

猶予を受けようとする税額及び期間については、県税事務所が掛売等の取引状況を審査のうえ、決定します。

なお、徴収猶予を受ける場合は猶予に係る税額に相当する担保の提供が必要となります。

▶▶▶根拠規定 法第144条の29、施行令第43条の16第1項

[P37](#)に「軽油引取税徴収猶予申請書」の記入例がありますので、参照してください。

10 事業の開廃等の届出について

法人の商号変更、代表者変更、本店ほか事務所・事業所の新設、移転、廃止、1月以上の休業等の場合には本店の所在する都道府県(元売業者は本店の所在する都道府県を通じて総務大臣)に「事業の開廃等の届出書(第16号の35様式)」を提出する必要があります。

加えて、法人の商号変更、代表者変更、県内の事務所・事業所の新設、移転、廃止、1月以上の休業等の場合には、千葉県に「軽油引取税特別徴収義務者登録(登録変更・登録削除)申請書(第100号の19様式)」を提出してください。

また、軽油の販売契約を締結・解除する等の場合には、本店の所在する都道府県(元売業者は本店の所在する都道府県を通じて総務大臣)に「販売契約の締結等の届出書(第16号の36様式)」を提出する必要があります。

届出が必要な事項と使用する様式及び添付書類については、次ページの表を参考してください。

▶▶▶根拠規定 法第144条の15、同34、規則第8条の45

[P39～53](#)に「事業の開廃等の届出書」と「軽油引取税特別徴収義務者登録(登録変更・登録削除)申請書」の記入例がありますので、参照してください。

また、SSの新設・閉鎖時の届出については[P60](#)にも記載があります。

<届出が必要な事項と提出書類について>

	事業所(SS等)を新設する場合(※1)	事業所(SS等)を廃止する場合(※1)	法人の所在地及び名称の変更	法人の代表者の変更	元売業者から継続的に軽油の供給を受ける販売契約を締結・解除・変更したとき
事業の開廃等の届出書 (第16号の35様式)	○	○	○	○	—
販売契約の締結等の届出書 (第16号の36様式)	—	—	—	—	○
特別徴収義務者登録等申請(申告)書 (第100号の19様式)	○(※2)	○(※2)	○	○	○
履歴事項全部証明書(写し可)	—	—	○	○	—
元売業者と締結した販売契約書の写し等	—	—	—	—	○
交付した軽油引取税特別徴収義務者証	—	○	—	—	—

※1 …… 事業所(SS等)を新設または廃止する場合の詳細については、[P60](#)を参照ください。

※2 …… 届出の対象が県内に所在する事業所の場合に提出します。



11 帳簿記載義務について

元売業者・特約業者・石油製品販売業者及び石油製品製造業者は、法第144条の36において帳簿記載義務が定められており、事務所又は営業所ごとに、以下に定める事項を帳簿に記載する必要があります。

【帳簿に記載すべき項目】(規則第8条の53)

- ①は引取り又は引渡しに係る軽油の数量、取引年月日、取引相手名称と所在地
 - ②は各月末日における軽油の在庫数量
 - ③は自社タンクローリーへの給油等により自ら消費した軽油の数量
 - ④は免税軽油の引取り又は引渡しに対応する免税証の番号
 - ⑤は返還した又は返還を受けた軽油の数量、返還年月日、取引相手名称と所在地
 - ⑥は軽油を製造した場合は、製造した事業所の名称及び所在地、製造年月日、事業所ごとの軽油の製造数量
 - ⑦は軽油を輸入した場合は、輸入の許可に係る税関、輸入許可年月日、税関ごと及び輸入の許可ごとの軽油の輸入数量、輸入した軽油に係る品名及び輸入統計品目表の統計番号
 - ⑧ 帳簿は日計で記載します。
- ※ 帳簿の形式に指定のものはありません。今備えている帳簿(コンピューターのデータ含む)に記載すべき項目が記載されているか確認してみてください。

・法第144条の36（帳簿記載義務）

元売業者・特約業者・石油製品販売業者及び軽油製造業者は、帳簿を備え、総務省令で定めるところにより、軽油又は燃料炭化水素油の引取り、引渡し、納入、貯蔵及び消費に関する事実をこれに記載しなければならない。

・規則第8条の53

元売業者、特約業者、石油製品販売業者及び軽油製造業者等は、事務所又は事業所ごとに、次に掲げる事項を帳簿に記載しなければならない。

第2章 申告書・報告書等の書き方

第2章でご案内する申告・報告等に使用する主な様式は以下のとおりです。

1	元売業者・特約業者の申告・報告義務と申告・報告様式	14
	☆ 参考 特約業者が提出すべき申告書及び報告書様式の確認	15
2	申告書・報告書の作成方法	16
3	取引事例別 申告書・報告書の記載内容	19
4	申告書・報告書の記入例	
	☆第16号の10様式	24
	☆第16号の10様式別表	25
	☆第16号の12様式	26
	☆第16号の41様式	27
	☆第16号の41様式別表1	28
	☆第16号の41様式別表2	29
	☆第16号の41様式別表5	30
	☆第16号の41様式別表6	31
	☆第16号の41様式別表7	32
	☆第16号の41様式別表10	33
5	その他様式の記入例	
	☆課税済軽油の引取数量等届出書	34
	☆軽油引取税徴収猶予申請書	37
	☆事務所又は事業所別在庫数量等明細書	38
	☆事業の開廃等の届出書	
	☆特別徴収義務者登録(登録変更・登録削除)申請書	39～53

※ 様式の一部は、千葉県総務部税務課 HP からダウンロードできます。

<http://www.pref.chiba.lg.jp/zeimu/tetsuzuki/youshiki.html>

1 元売業者・特約業者の申告・報告義務と申告・報告様式

	課税区分	課税客体	申告する数量	申告先	申告納税期限	申告様式
申告	引取課税 (法第144条の2 第1項、第2項)	特約業者又は元売業者からの現実の納入を伴う軽油の引取り(特約業者の元売業者からの引取り及び元売業者の他の元売業者からの引取りを除く。)	現実の納入を伴う引取り数量	納入地所在の都道府県	引取りが行われた月の翌月末日	第16号の10様式 及び別表
	販売店課税 (法第144条の2 第3項)	特約業者又は元売業者が燃料炭化水素油(炭化水素油で軽油又は揮発油以外のもの)を自動車の内燃機関の燃料として販売	譲渡の承認を受けている場合、軽油引取税又は揮発油税が課され、又は課されるべき数量を販売量から控除した数量	特約業者又は元売業者の事業所等が所在する都道府県	販売した月の翌月末日	第16号の12様式
	所有課税 (法第144条の2 第6項)	特別徴収義務者の特別徴収義務が消滅した時の軽油の所有(引渡しを行った軽油につき現実の納入が行われていない場合の所有を含む。)	所有量から軽油引取税が課され又は課されるべき数量を控除した数量	軽油を所有している者の事業所等で当該軽油を直接管理するものが所在する都道府県	特別徴収の義務が消滅した日の属する月の翌月末日	第16号の12様式
	みなす課税 (法第144条の3 第1項第1号、第2号)	特約業者又は元売業者の軽油の自己消費(軽油以外の炭化水素油を製造する場合における軽油の使用を除く。)	消費量	自己消費について直接関係を有する事業所等が所在する都道府県	消費した月の翌月末日	第16号の12様式
報告	報告者	報告する数量	報告先	報告期限	報告様式	
	元売業者	軽油の納入を行った数量及び納入を行った後に返還を受けた数量	納入地所在の都道府県	行為月(引取り、引渡し、納入、返還、製造及び輸入の事実があつた月)	第16号の37~40様式	
	元売業者 特約業者	軽油の引取り数量、引渡し数量、納入を受けた数量、納入を行った数量、引取り後又は納入を受けた後に返還を行った数量、引渡し後又は納入を行った後に返還を受けた数量、製造数量、輸入数量及び在庫数量	主たる事業所等所在の都道府県	月の翌月末日	第16号の41様式 及び別表1~12	

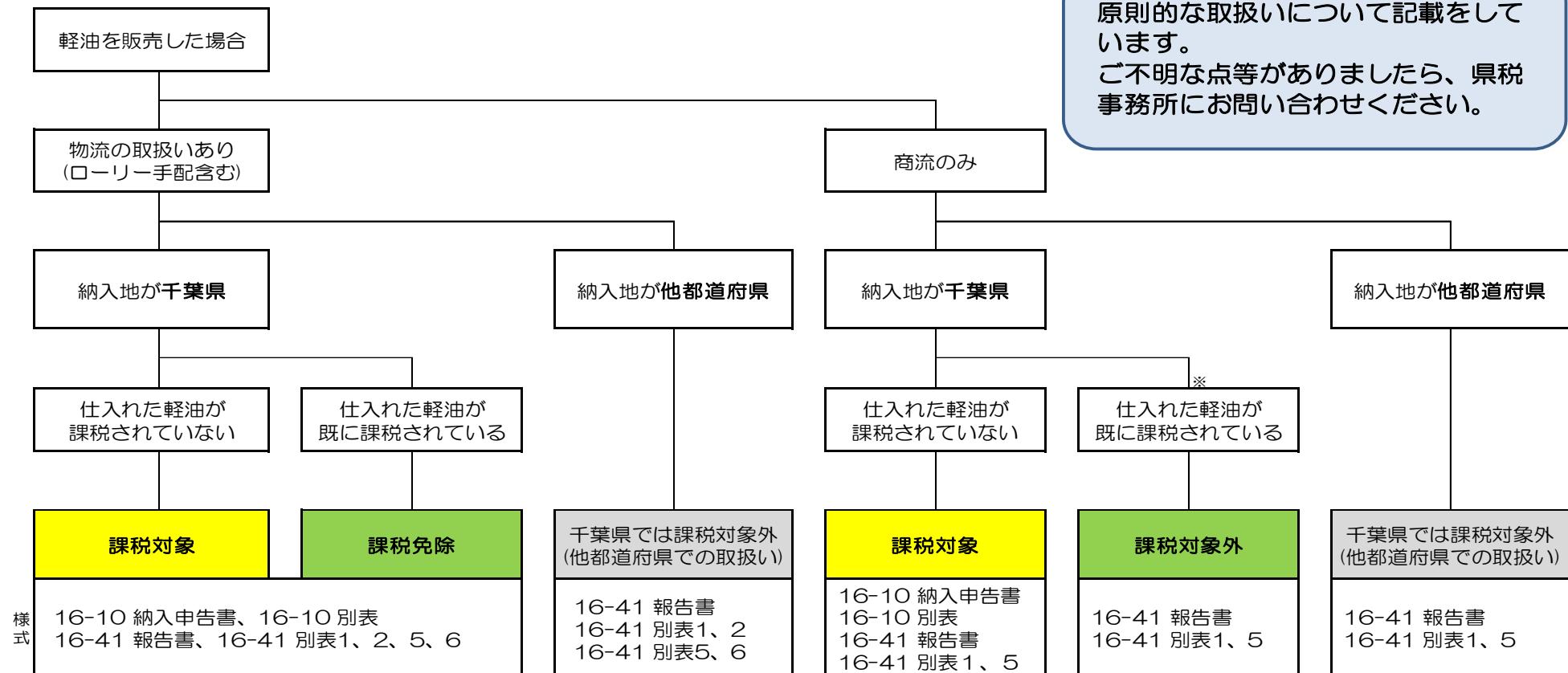
【参考】特約業者が提出すべき申告書及び報告書様式の確認

特約業者が記入する申告書及び報告書様式をチャート図にしましたので、軽油の流通経路ごとに確認してください。

(P2～P6を参照し、納入地を判定してからご確認ください。)

また、課税免除申請に必要な書類についてはP7を参照してください。

原則的な取扱いについて記載をしています。
ご不明な点等がありましたら、県税事務所にお問い合わせください。



【備考】

- ・本店が他都道府県にある場合、報告書及び報告書別表の提出先は本店所在地の都道府県です
- ・軽油を自己消費した場合は、16-41別表7、軽油の在庫がある場合は16-41別表10の提出も必要です
- ・県内で軽油を自己消費した場合は、16-12納付申告書の提出も必要です
- ・納入すべき軽油引取税額がない場合でも、16-10納入申告書の提出は必要です

※ 課税済軽油の仕入先が元売業者・販売業者であるときは、課税済軽油の物流によっては課税免除の申告が必要となり、16-10納入申告書・16-10別表・課税済軽油の引取数量等届出書を提出することになる場合があります。具体的な流通経路でご不明な点がある場合は、県税事務所にお問い合わせください。

(流通例) 商流：元売→特約A→販売→特約B→需要家 物流：元売から販売へ持届け、販売から需要家へ持届け

商流：元売C→特約A→元売D→特約B→需要家 物流：元売Cから元売Dへ持届け、元売Dから需要家へ持届け

この場合、特約Bは16-10納入申告書・16-10別表・課税済軽油の引取数量等届出書の提出が必要となります

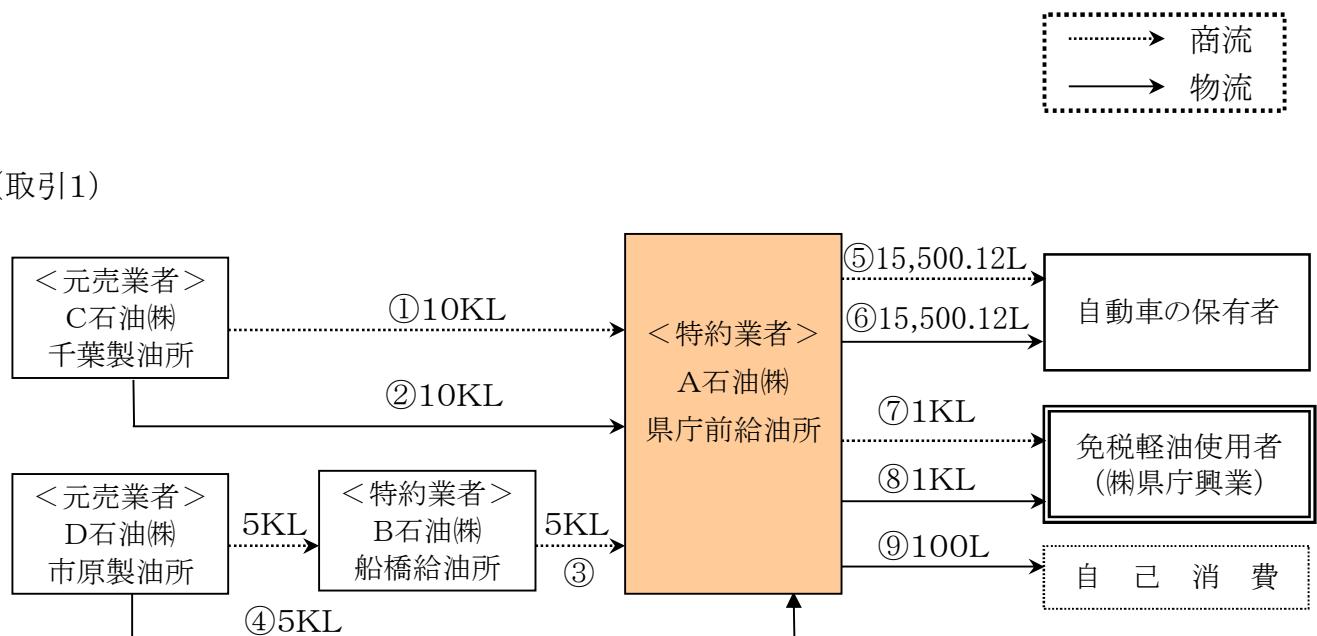
2 申告書・報告書の作成方法

次のような取引があった場合、A石油(株)(特約業者)が県税事務所長へ提出しなければならない申告書・報告書と、その記載方法について説明いたします。

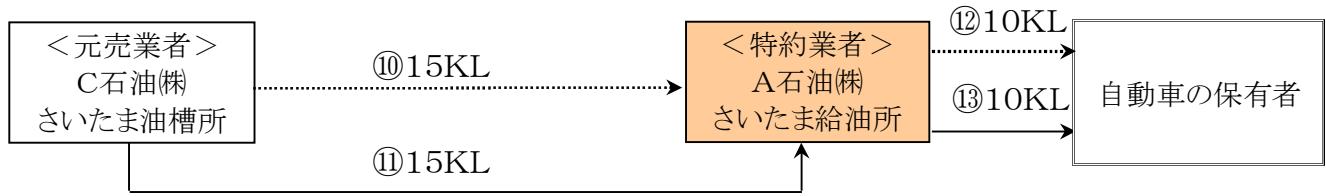
千葉県に本社を置くA石油(株)(特約業者)は、令和〇〇年4月中に、以下の取引を行った。

- (取引1) A石油(株)は、C石油(株)(元売業者)の千葉県所在の製油所に軽油10KLを発注し、C石油(株)から納入を受けた。また、千葉県に本社を置くB石油(株)(特約業者)にも軽油5KLを発注し、D石油(株)(元売業者)の千葉県所在の製油所から納入を受けた。
- A石油(株)は、千葉県内の自社スタンド(県庁前給油所)にて15,500.12Lを自動車の保有者に、1KLを免税軽油使用者(株県庁興業)に販売したほか、自社のミニローリー用の燃料として100Lを消費した。
- (取引1-2) A石油(株)は埼玉県のスタンド(さいたま給油所)からC石油(株)に軽油15KLを発注し、C石油(株)の埼玉県所在の油槽所から納入を受け、同スタンドで10KLの売上げがあった。
- (取引2) A石油(株)は、C石油(株)の千葉県所在の製油所に、千葉県内に所在する得意先の大口需要家へ軽油4KLを納入するよう発注した。

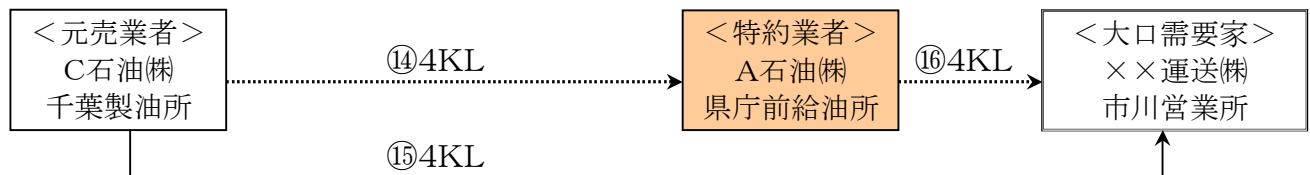
上記の取引内容を図示すると、以下のようになります。



(取引 1-2)



(取引 2)



なお、A石油(株)について、前月末(3月末)在庫は、県庁前給油所が未課税軽油6KL、さいたま給油所が未課税軽油3KLで、合計9KLであったものとします。

☆ A石油(株)(特約業者)が県税事務所長へ提出しなければならない申告書・報告書の様式と記載内容

区分	様式	記載内容
申告書	第16号の10様式	⑥、⑧、⑯を合算した数量を記入のうえ、申告納入する。 ※ なお、さいたま給油所に係る⑬の数量については、埼玉県へ申告納入することとなる。
	第16号の10様式別表	第16号の10様式の内訳を記入
	第16号の12様式	⑨の消費数量を記入のうえ、申告納付する。
報告書	第16号の41様式	月初在庫数量、月中の受入数量、月中の払出数量及び月末在庫数量を記入
	第16号の41様式別表1	①、③、⑩、⑭の各引取数量を記入(商流を記入)
	第16号の41様式別表2	②、④、⑪の各納入数量を記入(物流を記入)
	第16号の41様式別表5	⑤、⑦、⑫、⑯の各引渡数量を記入(商流を記入)
	第16号の41様式別表6	⑥、⑧、⑬の各納入数量を記入(物流を記入)
	第16号の41様式別表7	⑨の消費数量を記入
	第16号の41様式別表10	A石油(株)所有の全てのタンクの月末在庫数量を記入

☆ 自社及び取引業者の事業者・事業所コード(例示)

法人名	事業所名	事業者コード	事業所コード
A石油(株)	本店	1211110008	
	県庁前給油所		1211110024
	さいたま給油所		1211110033
B石油(株)	本店	1222220008	
	船橋給油所		1222220026
C石油(株)	本店	1333330001	
	千葉製油所		1333330029
D石油(株)	本店	1344440001	
	市原製油所		1344440029
××運送(株)	本店	6212340002	
	市川営業所		6212340020
株県庁興業(免税軽油使用者)			6280031238
自動車の保有者			9999990208

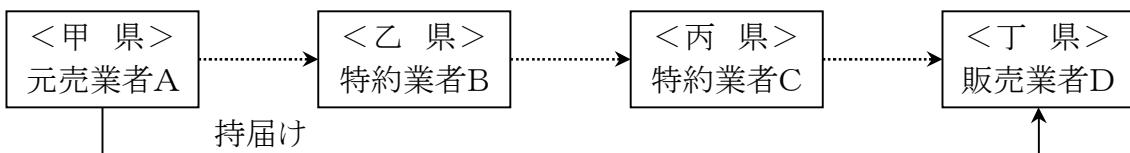
☆ 都道府県コード

コード	都道府県名	コード	都道府県名	コード	都道府県名	コード	都道府県名
01	北海道	13	東京都	25	滋賀県	37	香川県
02	青森県	14	神奈川県	26	京都府	38	愛媛県
03	岩手県	15	新潟県	27	大阪府	39	高知県
04	宮城県	16	富山県	28	兵庫県	40	福岡県
05	秋田県	17	石川県	29	奈良県	41	佐賀県
06	山形県	18	福井県	30	和歌山县	42	長崎県
07	福島県	19	山梨県	31	鳥取県	43	熊本県
08	茨城県	20	長野県	32	島根県	44	大分県
09	栃木県	21	岐阜県	33	岡山县	45	宮崎県
10	群馬県	22	静岡県	34	広島県	46	鹿児島県
11	埼玉県	23	愛知県	35	山口県	47	沖縄県
12	千葉県	24	三重県	36	徳島県		

上記事例の取引内容について、A石油(株)が県税事務所長に対して行う申告及び報告の具体的な記入例は [P24～P33](#)に掲載しておりますので、参照してください。

3 取引事例別 申告書・報告書の記載内容

(事例1) 元売業者Aが販売業者Dに現実の納入を行った場合



元売業者A

区分	提出先	様式	記載内容
報告書	丁県へ	第16号の37様式	左(引取りを行った者)欄=特約業者B 右(納入を受けた者)欄=販売業者D
		第16号の39様式	納入を行った事務所又は事業所欄=元売業者A
	甲県へ	第16号の41様式	
		第16号の41様式別表5	引取りを行った者欄=特約業者B
		第16号の41様式別表6	納入を受けた者欄=販売業者D
		第16号の41様式別表10	
		第16号の41様式別表11	製造した軽油の数量を記載(製造元売業者のみ)

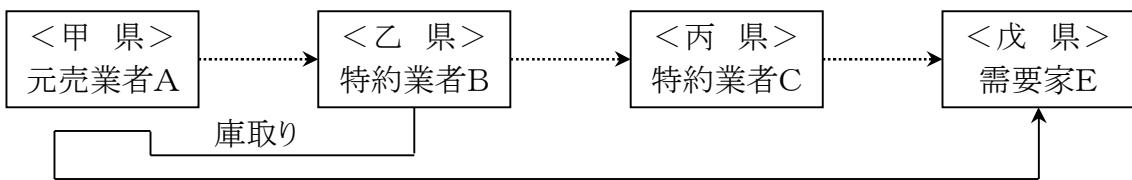
特約業者B

区分	提出先	様式	記載内容
申告書	丁県へ	第16号の10様式	
		第16号の10様式別表	左(納入を受けた者)欄=販売業者 D 右(納入を行った者)欄=元売業者A
報告書	乙県へ	第16号の41様式	
		第16号の41様式別表1	引渡しを行った者欄=元売業者A
		第16号の41様式別表5	引取りを行った者欄=特約業者C
		第16号の41様式別表10	

特約業者C

区分	提出先	様式	記載内容
報告書	丙県へ	第16号の41様式	
		第16号の41様式別表1	引渡しを行った者欄=特約業者B
		第16号の41様式別表5	引取りを行った者欄=販売業者D
		第16号の41様式別表10	

(事例2) 特約業者Bが庫取りをして、需要家Eに納入した場合



元売業者A

区分	提出先	様 式	記載内容
申告書	乙県へ	第16号の10様式	※ 数量は、「課税対象とならない数量」(イ)欄に内書きする。
		第16号の10様式別表	左(納入を受けた者)欄=特約業者B 右(納入を行った者)欄=元売業者A
報告書	乙県へ	第16号の37様式	左(引取りを行った者)欄=特約業者B 右(納入を受けた者)欄=特約業者B
		第16号の39様式	納入を行った事務所又は事業所欄=元売業者A
	甲県へ	第16号の41様式	
		第16号の41様式別表5	引取りを行った者欄=特約業者B
		第16号の41様式別表6	納入を受けた者欄=特約業者B
		第16号の41様式別表10	
		第16号の41様式別表11	製造した軽油の数量を記載(製造元売業者のみ)

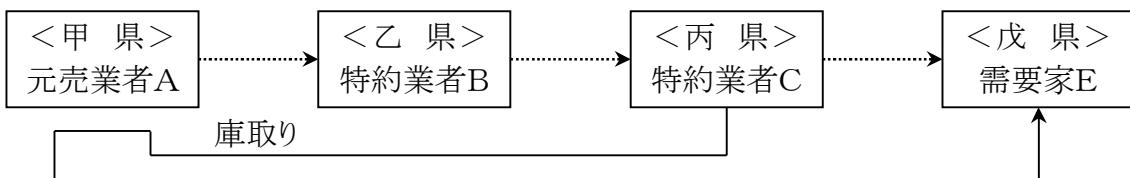
特約業者B

区分	提出先	様 式	記載内容
申告書	戊県へ	第16号の10様式	
		第16号の10様式別表	左(納入を受けた者)欄=需要家E 右(納入を行った者)欄=特約業者B
報告書	乙県へ	第16号の41様式	
		第16号の41様式別表1	引渡しを行った者欄=元売業者A
		第16号の41様式別表2	納入を行った者欄=元売業者A
		第16号の41様式別表5	引取りを行った者欄=特約業者C
		第16号の41様式別表6	納入を受けた者欄=需要家E
		第16号の41様式別表10	

特約業者C

区分	提出先	様 式	記載内容
報告書	丙県へ	第16号の41様式	
		第16号の41様式別表1	引渡しを行った者欄=特約業者B
		第16号の41様式別表5	引取りを行った者欄=需要家E
		第16号の41様式別表10	

(事例3) 特約業者Cが庫取りをして、需要家Eに納入した場合



元売業者A

区分	提出先	様式	記載内容
報告書	丙県へ	第16号の37様式	左(引取りを行った者)欄=特約業者B 右(納入を受けた者)欄=特約業者C
		第16号の39様式	納入を行った事務所又は事業所欄=元売業者A
	甲県へ	第16号の41様式	
		第16号の41様式別表5	引取りを行った者欄=特約業者B
		第16号の41様式別表6	納入を受けた者欄=特約業者C
		第16号の41様式別表10	
		第16号の41様式別表11	製造した軽油の数量を記載(製造元売業者のみ)

特約業者B

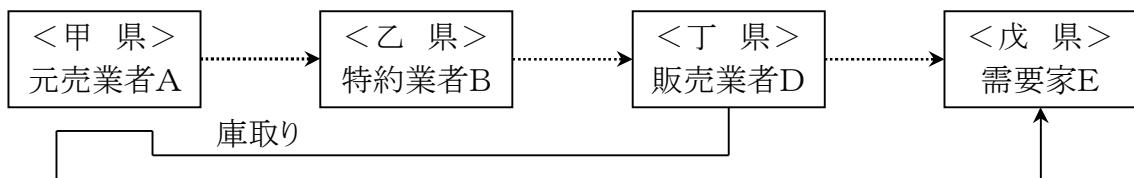
区分	提出先	様式	記載内容
申告書	丙県へ	第16号の10様式	
		第16号の10様式別表	左(納入を受けた者)欄=特約業者C 右(納入を行った者)欄=元売業者A
報告書	乙県へ	第16号の41様式	
		第16号の41様式別表1	引渡しを行った者欄=元売業者A
		第16号の41様式別表5	引取りを行った者欄=特約業者C
		第16号の41様式別表10	

特約業者C

区分	提出先	様式	記載内容
申告書	戊県へ	第16号の10様式	※ 数量は、「課税対象とならない数量」(エ)欄に内書きする。
		第16号の10様式別表	左(納入を受けた者)欄=需要家E 右(納入を行った者)欄=特約業者C ※ 数量は、「うち課税対象とならない数量」欄に内書きする。
報告書	丙県へ	第16号の41様式	
		第16号の41様式別表1	引渡しを行った者欄=特約業者B
		第16号の41様式別表2	納入を行った者欄=元売業者A
		第16号の41様式別表5	引取りを行った者欄=需要家E
		第16号の41様式別表6	納入を受けた者欄=需要家E
		第16号の41様式別表10	

※ 戊県へ課税済軽油の引取数量等届出書(戊県様式)の提出も必要

(事例4) 販売業者Dが庫取りをして、需要家Eに納入した場合



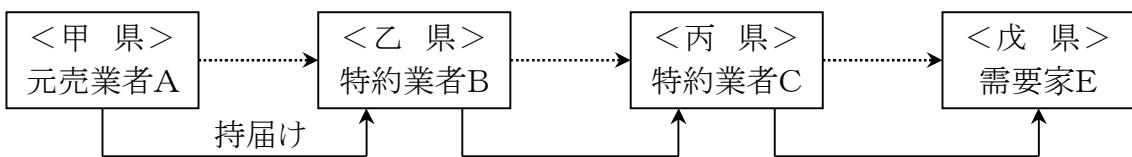
元売業者A

区分	提出先	様式	記載内容
報告書	丁県へ	第16号の37様式	左(引取りを行った者)欄=特約業者B 右(納入を受けた者)欄=販売業者D
		第16号の39様式	納入を行った事務所又は事業所欄=元売業者A
	甲県へ	第16号の41様式	
		第16号の41様式別表5	引取りを行った者欄=特約業者B
		第16号の41様式別表6	納入を受けた者欄=販売業者D
		第16号の41様式別表10	
		第16号の41様式別表11	製造した軽油の数量を記載(製造元売業者のみ)

特約業者B

区分	提出先	様式	記載内容
申告書	丁県へ	第16号の10様式	
		第16号の10様式別表	左(納入を受けた者)欄=販売業者D 右(納入を行った者)欄=元売業者A
報告書	乙県へ	第16号の41様式	
		第16号の41様式別表1	引渡しを行った者欄=元売業者A
		第16号の41様式別表5	引取りを行った者欄=販売業者D
		第16号の41様式別表10	

(事例5) 特約業者Cが需要家Eに「課税済」の軽油を納入した場合



元売業者A

区分	提出先	様式	記載内容
申告書	乙県へ	第16号の10様式	※ 数量は、「課税対象とならない数量」(イ)欄に内書きする。
		第16号の10様式別表	左(納入を受けた者)欄=特約業者B 右(納入を行った者)欄=元売業者A
報告書	乙県へ	第16号の37様式	左(引取りを行った者)欄=特約業者B 右(納入を受けた者)欄=特約業者B
		第16号の39様式	納入を行った事務所又は事業所欄=元売業者A
	甲県へ	第16号の41様式	
		第16号の41様式別表5	引取りを行った者欄=特約業者B
		第16号の41様式別表6	納入を受けた者欄=特約業者B
		第16号の41様式別表10	
		第16号の41様式別表11	製造した軽油の数量を記載(製造元売業者のみ)

特約業者B

区分	提出先	様式	記載内容
申告書	丙県へ	第16号の10様式	
		第16号の10様式別表	左(納入を受けた者)欄=特約業者C 右(納入を行った者)欄=特約業者B
報告書	乙県へ	第16号の41様式	
		第16号の41様式別表1	引渡しを行った者欄=元売業者A
		第16号の41様式別表2	納入を行った者欄=元売業者A
		第16号の41様式別表5	引取りを行った者欄=特約業者C
		第16号の41様式別表6	納入を受けた者欄=特約業者C
		第16号の41様式別表10	

特約業者C

区分	提出先	様式	記載内容
申告書	戊県へ	第16号の10様式	※ 数量は、「課税対象とならない数量」(エ)欄に内書きする。
		第16号の10様式別表	左(納入を受けた者)欄=需要家E 右(納入を行った者)欄=特約業者C ※ 数量は、「うち課税対象とならない数量」欄に内書きする。
報告書	丙県へ	第16号の41様式	
		第16号の41様式別表1	引渡しを行った者欄=特約業者B
		第16号の41様式別表2	納入を行った者欄=特約業者B
		第16号の41様式別表5	引取りを行った者欄=需要家E
		第16号の41様式別表6	納入を受けた者欄=需要家E
		第16号の41様式別表10	

※ 戊県へ課税済軽油の引取数量等届出書(戊県様式)の提出も必要

4 申告書・報告書の記入例

※ 処 理 事 項	事業者コード	事務所コード													
	1211110008	12016													
個人番号又は法人番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2	3	(右詰で記載)	
登録特別徴収義務者の登録番号及び氏名又は名称	第1234号 A石油 株式会社 代表取締役 ○○○○														
登録特別徴収義務者の住所又は所在地	千葉市中央区市場町○○														
この申告に応答する係及び氏名並びに電話番号	経理係 ○○○○ (電話 ○○○○-○○○○)														
令和〇〇年〇4月分 軽油引取税納入申告書															
「元売→元売」及び 「元売→特約」間の 引取り															
4月中における引渡しに係る軽油の納入数量															
課 税 対 象 と な ら な い 数 量	法第144条の2の規定によって除外される軽油の数量	(イ)												リットル	
	法第144条の5第1号の規定によって課税免除される軽油の数量	輸出	(ウ)												
	法第144条の5第2号の規定によって課税免除される軽油の数量	課税済	(エ)											5 000. 000	
	免税証による軽油の納入数量	(オ)												1 000. 000	
	合衆国軍隊等への軽油の納入数量	(カ)													
	小計 (イ)+(ウ)+(エ)+(オ)+(カ)	(キ)													6 000. 000
	差引計 (ア)-(キ)	(ク)													14 500. 120
欠減量 (ク) × 1/100 (0.3/100)	小数点4位以下は、端数を切り上げる。 145. 002														
再差引計 (ク)-(ケ)	(コ)													14 355. 118	
この申告によって納入すべき軽油引取税額	32.1 円 × (コ)	(サ)												円 460 799	
申告期限	○〇年〇5月31日		添付書類	(イ)、(ウ)、(エ)及び(カ)の数量を証する書面並びに(オ)の数量に対応する免税証											
納入予定日	○〇年〇5月31日														
税額の1円未満の端数は、 切り捨てる。															
免税証による納入数量がある場合 は、この欄に添付した免税証の枚 数等を記載する。															
添付免税証 12枚(1,000 リットル分)															

軽油の納入数量明細書

(4月1日～4月30日)

※ 処 理 事	事業者コード	事務所コード		
	1211110008	12016		

登録特別徴収義務者の氏名又は名称	A石油 株式会社
登録特別徴収義務者の住所又は所在地	千葉市中央区市場町〇〇

支店名・営業所名も記載する。

令和〇〇年04月分

納入を受けた者

氏名又は名称	※ コード	納 入 地	納 入 数 量		引渡しに係る軽油の納入を行った者	※
			うち課税対象とならない数量	リットル		
××運送㈱ 市川営業所	※ 6212340020	市川市行徳〇〇		4 000. 000	C石油(株) 千葉製油所	※ 1333330029
株式会社 県庁興業	※ 6280031238	千葉市中央区市場町〇		1 000. 000	A石油(株) 県庁前給油所	※ 1211110024
自動車の保有者	※ 9999990208	千葉市中央区市場町〇		15 500. 120	A石油(株) 県庁前給油所	※ 1211110024
				5 000. 000		
自社のSSで顧客に軽油を販売した場合は、個々の氏名又は名称を省略して「自動車の保有者」として一括記載する。なお、その際コードは「9999990208」を用いる。			免税軽油使用者への納入分。 自動車の保有者に対する納入分とは別に記載する。		軽油の現実の納入を行った者の名称を、出荷に係る事務所事業所ごとに記載する。 申告書別表には事業所コードを用いる。	
	※					

【記入の要領】

- ① 軽油の納入数量明細書には、納入申告書の「月中における引渡しに係る軽油の納入数量(ア)欄」の内訳を記載すること。
- ② 特別徴収義務者が現実の納入を伴う引渡しを行った軽油について、当該軽油の「納入地」ごとにその軽油の数量を記載すること。
- ③ 「うち課税対象とならない数量」欄には、「元売→元売」間の引取り、「元売→特約」間の引取り、課税済軽油の納入、免税証による納入等に係る数量を記載すること。

計	20 500. 120	合計数量: 複数枚ある場合には、最終ページのみに記載する。	※
	6 000. 000		※

16号の10様式
(ア)欄と一致

16号の10様式(キ)欄
の数量と一致

軽油引取税納付申告書											
(令和〇〇年4月1日～4月30日分)											
受付印 令和〇〇年5月31日											
○○県税事務所長 様											
個人番号又は法人番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 (右詰で記載)											
納税者の氏名又は名称 A石油株式会社 代表取締役 ○○○○ この申告に応答する係及び氏名並びに電話番号 経理係 ○○○○ (電話 ○○○○-○○○○)											
納税者の住所又は所在地 千葉市中央区市場町○○											
令和 ○○ 年 04 月分											
特別徴収義務者が自己の保有に係る軽油を自ら消費した場合は、(才)欄に当該消費数量を記載のうえ、申告納付する。											
第144条の2第3項											
課税区分 数量 課税の区分 数量											
(ア) 特約業者又は元売業者が燃料炭化水素油を自動車の内燃機関の燃料として販売した場合 販売した燃料炭化水素油の数量 ① リットル 第144条の3第1項第1号、2号											
控除分 ② ③											
差引計 ①-②-③ (ア)											
(イ) 石油製品販売業者が、軽油に軽油以外の炭化水素油を混じ若しくは軽油以外の炭化水素油と軽油以外の炭化水素油を混和して製造された軽油を販売した場合又は燃料炭化水素油を自動車の内燃機関の燃料として販売した場合 販売した軽油又は燃料炭化水素油の数量 ④ 第144条の3第1項第3号											
控除分 ⑤ ⑥ ⑦ ⑧											
差引計 ④-⑤-⑥-⑦-⑧ (イ) 第144条の3第1項第5号											
(ウ) 自動車の保有者が炭化水素油を自動車の内燃機関の燃料として消費した場合(道路を行った分に限る。) 消費した炭化水素油の数量 ⑨ 第144条の3第1項第6号											
控除分 ⑩ ⑪											
差引計 ⑨-⑩-⑪ (ウ)											
(エ) 特別徴収義務者がその特別徴収の義務が消滅した時に軽油を所有していた場合(引渡しを行った軽油につき、現実の納入が行われていない場合を含む。) 所有に係る軽油の数量 ⑫ 第144条の2第6項											
控除分 ⑬ ⑭ ⑮											
差引計 ⑫-⑬-⑭-⑮ (エ)											
※処理事項											
事業者コード 1211110008 事務所コード 12016 取扱区分 予備 整理番号											
発信年月日 通信日付印 確認印 申告年月日											
(才) 消費した軽油の数量 ⑯ リットル 100.000											
(才) 免税用途に供した軽油の数量 ⑯ (免税用途) 100.000											
(才) ⑯-⑯のうち既に軽油引取税が課され又は課されるべき軽油の数量 ⑯ (才) 100.000											
(才) ⑯-⑯のうち既に揮発油税が課され又は課されるべき軽油の数量 ⑯ (才) 100.000											
(才) 差引計 ⑯-⑯-⑯-⑯ (才) 100.000											
(才) 免税軽油の引取りを行った者が他の者にその軽油を譲渡した場合 ⑯ (才) 100.000											
(才) 免税軽油の引取りを行った者が免税用に供するためその軽油を自ら消費した場合 ⑯ (才) 100.000											
(才) 消費した軽油の数量 ⑯ (才) 100.000											
(才) 消費又は譲渡した軽油の数量 ⑯ (才) 100.000											
(才) 特別徴収義務者以外の者が軽油を製造してその軽油を自ら消費したり又は他の者に譲渡した場合 ⑯ (才) 100.000											
(才) 特別徴収義務者以外の者が軽油を輸入した場合 ⑯ (才) 100.000											
合計 (ア)+(イ)+(ウ)+(エ)+(オ)+(カ)+(キ)+(ケ) @ 100.000											
納付すべき軽油引取税額 32.1円 × @ 3,210 円											
添付免税証 枚(リットル分)											

軽油の受払い等の数量報告書

令和〇〇年5月31日 千葉西県税事務所長様												事業者コード		事務所コード			
												※ 処 理 事 項	1211110008		12016		
区分		元・特・製															
個人番号又は法人番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2	3	(右詰で記載)			
氏名又は名称	A石油 株式会社 代表取締役 ○○○○												「受け入れ」、「払出し」の「その他」欄には、月末の実在庫数量と計算上の帳簿在庫数量に差が生じた場合に、増減した軽油の数量を記載する。なお、在庫差量の取扱いについては、P9も参照してください。				
住所又は所在地	千葉市中央区市場町〇〇 (電話 ○〇〇〇-〇〇〇〇)																
	令和〇〇年04月分																
												商 流(全ての取引)		物 流(自ら納品し、又は納品される取引)			
摘要			受 払 い 等 の 数 量				現実の受払い等の数量				備 考						
前々月末在庫数量							リットル										
うち課税済みのもの			9 000. 000				9 000. 000										
受 入 れ	製 造 数 量																
	うち課税済みのもの																
	輸 入 数 量																
	うち課税済みのもの																
	引 取 数 量	別表 1				34 000. 000				別表 2				30 000. 000			
	うち課税済みのもの					5 000. 000								5 000. 000			
	返還を受けた数量																
	うち課税済みのもの																
そ の 他																	
うち課税済みのもの																	
合 计					34 000. 000								30 000. 000				
うち課税済みのもの					5 000. 000								5 000. 000				
払 出 し	引 渡 数 量	別表 5				30 500. 120				別表 6				26 500. 120			
	うち課税済みのもの					5 000. 000								5 000. 000			
	消 費 数 量	別表 7				100. 000				別表 7				100. 000			
	うち課税済みのもの																
	返還を行った数量																
	うち課税済みのもの																
	そ の 他																
	うち課税済みのもの																
合 计					30 600. 120								26 600. 120				
うち課税済みのもの					5 000. 000								5 000. 000				
前月末在庫数量	別表 10				12 399. 880				別表 10				12 399. 880				
うち課税済みのもの																	

(受入れ)	引取数量(受払い等の数量) 引渡しを行った者別・都道府県別明細書	※ 処 理 事 項	事業者コード	事務所コード			
報告者の氏名又は名称	A石油 株式会社		12111110008	12016			
令和〇〇年〇4月分						1 1	枚のうち 枚 目
引渡しを行った者の氏名又は名称	引渡しを行った者の事務所 又は事業所所在の都道府県名		引 取 数 量				備 考
			うち課税済みのもの				
B石油 株式会社	千葉県	1222220008	12	5	000.000	リットル	
C石油 株式会社	千葉県	1333330001	12	14	000.000		
C石油 株式会社	埼玉県	1333330001	11	15	000.000		
小計			88	29	000.000		
【記入の要領】		別表1記載のコードは事業者コード					
①「引渡しを行った者の氏名又は名称」には、商流ベースの仕入先の 名称を記載する。支店名、営業所名等の記載は不要です。							
②「引渡しを行った者の事務所又は事業所所在の都道府県名」には、 報告者から注文（オーダー）を受けた事務所等が所在する都道府県 名を記載すること。							
計				34	000.000		
				5	000.000		

合計数量：
複数枚ある場合
には、最終
ページのみに
記載する。

66

第十六号の四十一様式別表五（提出用）

(払出し)	引渡数量(受払い等の数量) 引取りを行った者別・都道府県別明細書	※処理事項 12111110008 12016	事業者コード	事務所コード					
報告者の氏名又は名称	A石油 株式会社								
引取りを行った者の氏名又は名称	令和〇〇年〇4月分								
引取りを行った者の氏名又は名称	引取りを行った者の事務所 又は事業所所在の都道府県名	引 渡 数 量				備 考			
自動車の保有者	千葉県	9999990208	15	500.120	リットル				
自動車の保有者	埼玉県	9999990208	10	000.000	リットル				
小計		88	25	500.120	リットル				
株式会社 県庁興業	千葉県	6280031238	1	000.000	リットル				
××運送 株式会社	千葉県	6212340002	4	000.000	リットル				
		12	30	500.120	リットル				
			5	000.000	リットル				
【記入の要領】		別表5記載のコードは事業者コード				「小計」は、「自動車の保有者」の千葉県扱い分と 埼玉県扱い分を合算し、 合計数量とすること。 この場合、都道府県コード は「88」を記入する。			
①「引取りを行った者の氏名又は名称」には、商流ベースの販売先の名称 を記載する。支店名、営業所名等の記載は不要です。		合計数量: 複数枚ある場 合には、最終 ページのみに 記載する。							
②「引取りを行った者の事務所又は事業所所在の都道府県名」には、報 告者に対し注文（オーダー）を行った事務所等が所在する都道府県名 を記載すること。		30 500.120							
計		5 000.000							

第十六号の四十一様式別表六（提出用）

(払出し)	引渡数量(現実の受払い等の数量) 納入を受けた者別・都道府県別明細書	報告者の氏名又は名称 A石油 株式会社	※処理事項	事業者コード	事務所コード			
				12111110008	12016			
	令和〇〇年〇4月分						1	枚のうち
							1	枚 目
納入を受けた者の氏名又は名称	納入を受けた者の事務所 又は事業所所在の都道府県名			納入を受けた数量				備 考
				うち課税済みのもの				
自動車の保有者	千葉県	9999990208		15	500. 120	リットル		
		12		5	000. 000			
自動車の保有者	埼玉県	9999990208		10	000. 000			
		11						
小計				25	500. 120			
		88		5	000. 000			
株式会社 県庁興業	千葉県	6280031238		1	000. 000			
		12						
免税軽油使用者への引渡分は、自動車の保有者とは別に記載する。								
【記入の要領】								
①「納入を受けた者の氏名又は名称」には、物流ベースの販売先の名称を記載する。支店名、営業所等の記載は不要です。								
②「納入を受けた者の事務所又は事業所所在の都道府県名」には、報告者から現実の納入を受けた者の納入に係る事務所等（出荷地）が所在する都道府県名を記載すること。								
計				合計数量: 複数枚ある場合には、最終ページのみに記載する。			26	500. 120
							5	000. 000

消費数量(現実の受払い等の数量)明細書		※ 処 理 事 項	事業者コード	事務所コード			
			1211110008	12016			
報告者の氏名又は名称 A石油 株式会社							
令和〇〇年04月分					1	枚のうち	
事務所又は事業所		消費数量				備考	
名称	所在地	うち課税済みのもの					
A石油 株式会社 県庁前給油所	千葉市中央区市場町〇〇	1211110024			リットル 100.000		
		別表7記載のコードは事業所コード					
【記入の要領】 自らの消費した軽油数量について、事務所又は事業所ごとの内訳を記載すること。							
計					100.000		

合計数量:
複数枚ある場合には、最終ページのみに記載する。

在庫数量(現実の受払い等の数量)明細書		※処理事項	事業者コード	事務所コード				
報告者の氏名又は名称 A石油 株式会社			1211110008	12016				
令和〇〇年〇4月分			1	枚のうち				
			1	枚目				
事務所又は事業所		在庫数量				備考		
名称	所在地	うち課税済みのもの						
A石油 株式会社 県庁前給油所	千葉市中央区市場町〇〇	1211110024		4	399. 880	リットル		
A石油 株式会社 さいたま給油所	埼玉県 さいたま市浦和区〇〇	1211110033		8	000. 000			
【記入の要領】 事務所又は事業所ごとの在庫数量の内訳を記載する。 寄託中の軽油については、寄託先の事務所等を自社の事務所等として記載すること。		別表10記載のコードは事業所コード						
計				12	399. 880			

合計数量:
複数枚ある場合には、最終ページのみに記載する。

5 その他様式の記入例

第2号様式



課税済軽油の引取数量等届出書

引取行為ごとに、引取数量、
仕入単価、元売業者等の出荷地、入荷地、輸送者又は輸送車両の登録番号を記載してください。

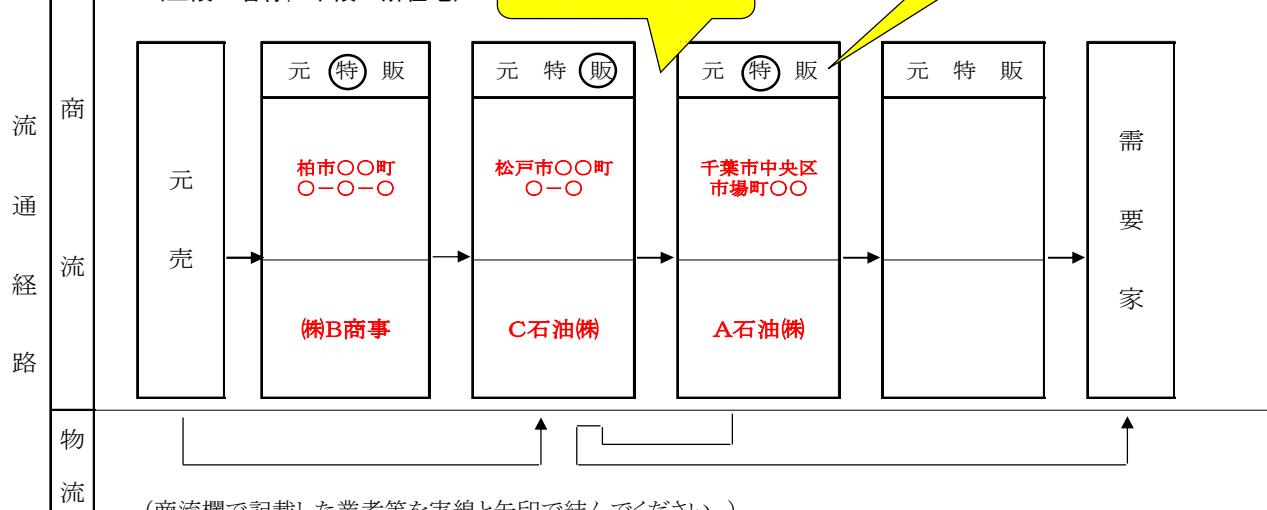
令和〇〇年4月分

引取年月	引取数量	仕入単価	出荷地	入荷地	輸送を行った者又は輸送車両の登録番号
〇〇年4月4日	10,000リットル	80円／リットル	D石油㈱東京油槽所	千葉市中央区長洲〇E運輸㈱	千葉800あ△△△△
〇〇年4月19日	10,000リットル	80円／リットル	D石油㈱東京油槽所	千葉市中央区長洲〇E運輸㈱	千葉800あ△△△△
年 月 日					
年 月 日					

(上段=名称、下段=所在地)

上段:住所又は所在地
下段:氏名又は名称

業者区分に「〇」をつけてください。



上記軽油に対する軽油引取税の特別徴収義務者	住所又は所在地	柏市〇〇町〇-〇-〇
	氏名又は名称	株式会社B商事
	電話番号	04-〇〇〇〇-〇〇〇〇
上記特別徴収義務者が軽油引取税を申告した県税事務所等	都道府県名	千葉県
	県税事務所等名	松戸県税事務所

上記のとおり届出いたします。
令和〇〇年5月31日

住所又は所在地

千葉市中央区市場町〇〇

特別徴収義務者

氏名又は名称
及び代表者氏名

A石油株式会社
代表取締役 ○○ ○○

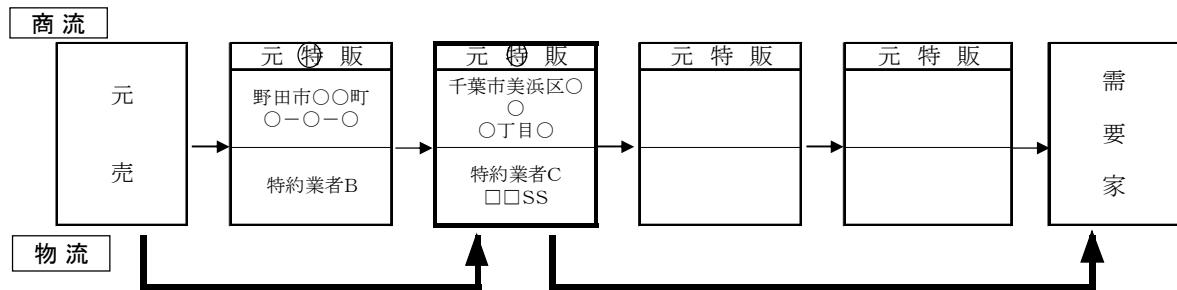
千葉県千葉西県税事務所長 様

《課税済軽油の引取数量等届出書 流通経路の記載例》

○商流及び物流の経路記載例(例1から8まで全て「特約業者C」が課税免除承認申請者)

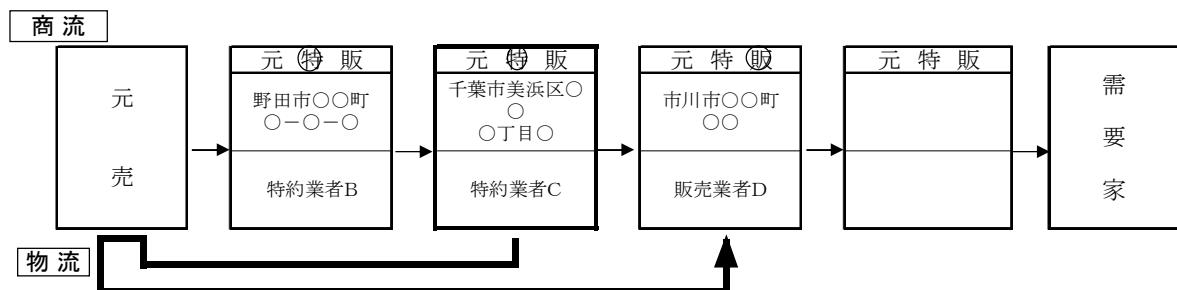
(例1) 商流上の経路:元売→特約B→特約C→需要家(自動車の保有者)

物流上の経路:元売が特約Cのタンクへ持届けし、特約Cが当該軽油を自社SSにおいて自動車の保有者に払い出した。



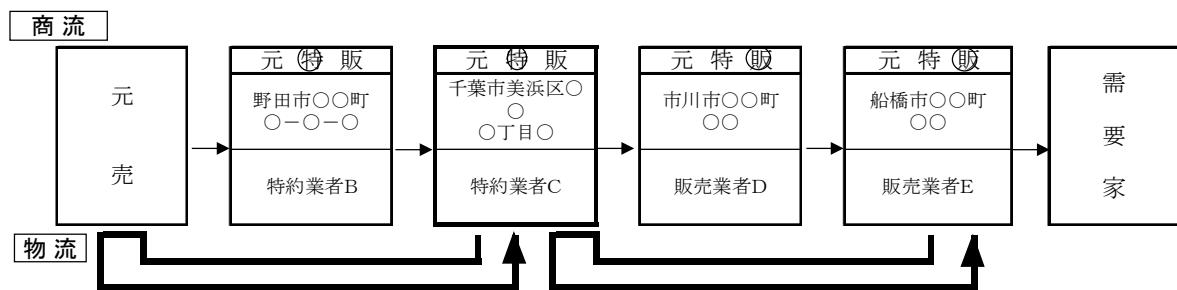
(例2) 商流上の経路:元売→特約B→特約C→販売D

物流上の経路:特約Cが元売のタンクへ庫取りし、販売Dへ納品した。



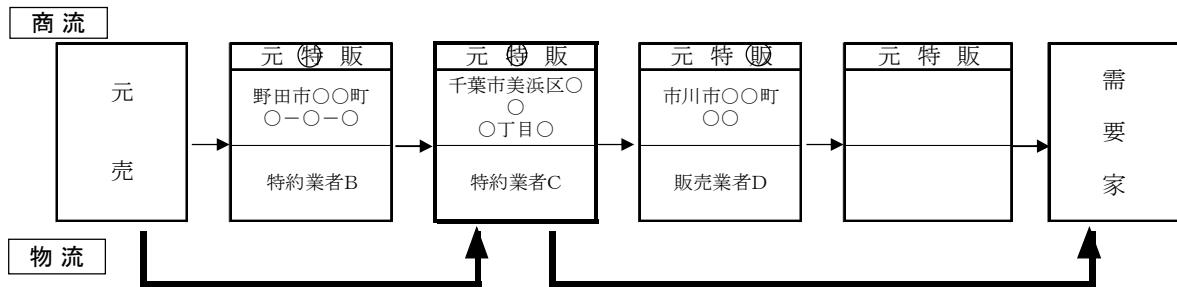
(例3) 商流上の経路:元売→特約B→特約C→販売D→販売E

物流上の経路:特約Cが元売のタンクへ庫取りし、一旦自社タンクに貯蔵した。その後、販売Eが特約Cのタンクへ庫取りした。

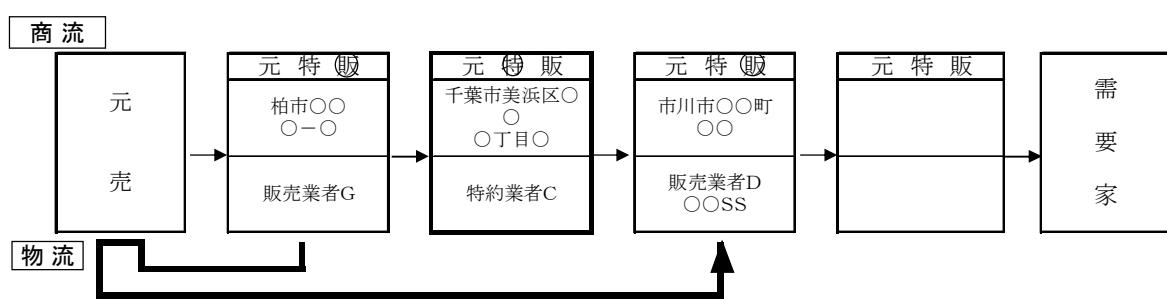


(例4) 商流上の経路:元売→特約B→特約C→販売D→需要家

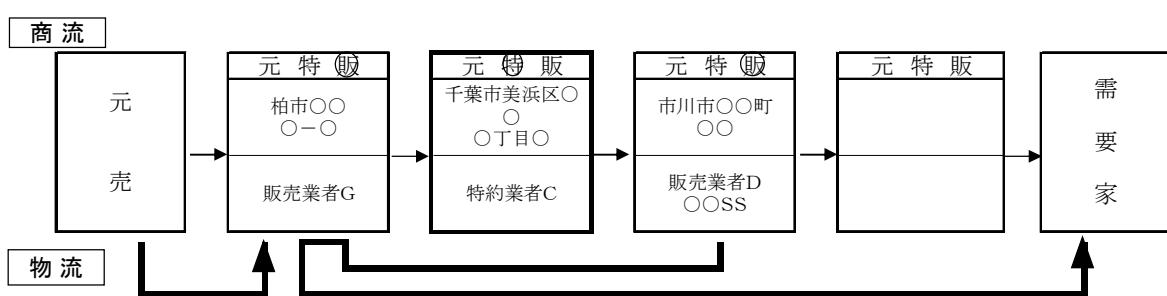
物流上の経路:元売が特約Cのタンクへ持届けし、特約Cが当該軽油をさらに需要家へ持届けした。



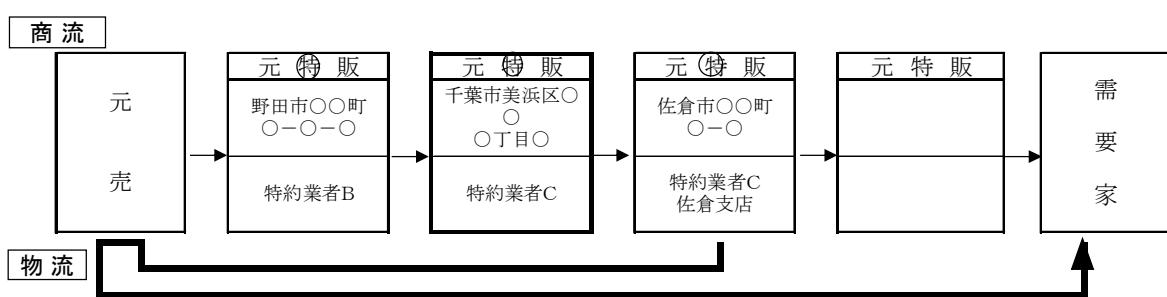
(例5) 商流上の経路:元売→販売G→特約C→販売D
 物流上の経路:販売Gが元売のタンクへ庫取りし、販売Dへ納品した。



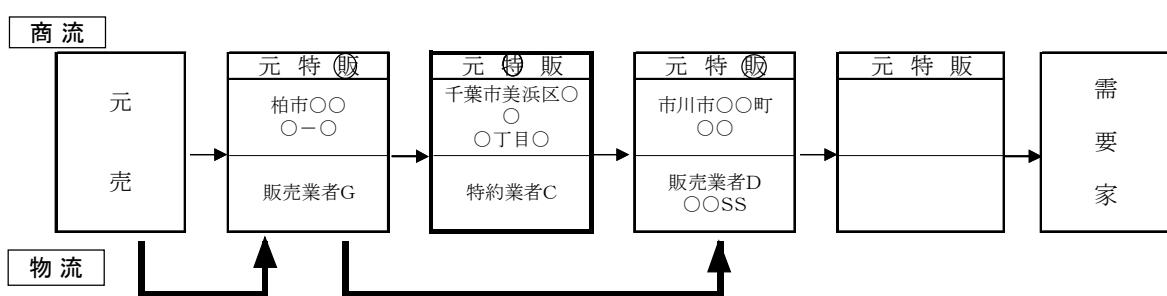
(例6) 商流上の経路:元売→販売G→特約C→販売D→需要家
 物流上の経路:元売が販売Gに持届けした後、販売Dが販売Gのタンクへ庫取りし、需要家に納品した。



(例7) 商流上の経路:元売→特約B→特約C→特約C支店
 物流上の経路:特約Cの佐倉支店が元売のタンクへ庫取りし、需要家に納品した。



(例8) 商流上の経路:元売→販売G→特約C→販売D
 物流上の経路:元売が販売Gに持届けした後、販売Gが販売Dに持届けした。



所管の県税事務所収税担当
課へご提出ください。

受付印

令和〇〇年〇月〇日

住所又は所在地

千葉市中央区市場町〇〇

(電話 043-〇〇〇-〇〇〇〇)

千葉〇〇県税事務所長 様

氏名又は名称
及び代表者氏名A石油株式会社
代表取締役 〇〇 〇〇

軽油引取税徴収猶予申請書

地方税法第144条の29第1項の規定により、次のとおり申請します。

期別	令和〇〇年4月分				
申告納入すべき金額	460,799 円				
このうち徴収猶予を受けようとする税額	321,000 円				
徴収猶予を受けようとする期間	令和〇〇年6月1日から令和〇〇年7月31日まで				
提供する担保	名称	種類	所在	数量	摘要
添付書類					

注 個人が申請する場合は、申請者の氏名を自署することにより、押印を省略することができます。

記載例

- 1 この明細書は、貯蔵設備のある事務所又は事業所ごとに作成します。
- 2 一つの事業所に複数の貯蔵設備がある場合は、その合計数量を記載します。
- 3 計算の結果、合計欄⑦が0リットルを超えた場合はその数量について自己消費として納付してください。

事務所又は事業所別在庫数量等明細書

受付印	令和〇〇年 3月 10 日 ○○県税事務所長 様 氏名又は名称 A石油株式会社 住所又は所在地 千葉市中央区市場町〇〇					※ 処 理 事 項	事業者コード	事務所コード	
予 備							整理番号		
〇〇 年 3月 ~ 〇〇 年 2月分									
事務所又は事業所 所在地及び名称		千葉市中央区市場町〇〇			A石油株式会社県庁前給油所				
貯蔵設備の所在地及び名称		千葉市中央区市場町〇〇 地下タンク	同左						
設備の容量		5,000 リットル	5,000 リットル			リットル	リットル		
月 初日の在庫数量	当月中の物流上の受入れ数量	当月中の物流上の払出し数量	帳簿上の在庫数量	月末の在庫数量		差引			
月 实在庫数量 ①	②	③ ①+②-③=④	⑤			④-⑤=⑥			
3月 A 100 .000	2,600 .000	2,500 .020	199 .980	150 .160	49 .820				
4月 150 .160	2,100 .000	2,000 .000	250 .160	229 .780	20 .380				
5月 229 .780	2,100 .000	2,200 .080	129 .700	149 .820	△20 .120				
6月 149 .820	2,200 .000	2,198 .340	151 .480	170 .320	△18 .840				
7月 170 .320	2,500 .000	2,490 .780	179 .540	140 .140	39 .400				
8月 140 .140	2,400 .000	2,500 .000	40 .140	48 .890	△ 8 .750				
9月 48 .890	2,800 .000	2,697 .450	151 .440	152 .760	△ 1 .320				
10月 152 .760	2,500 .000	2,403 .660	249 .100	229 .180	19 .920				
11月 229 .180	2,100 .000	2,150 .840	178 .340	118 .350	59 .990				
12月 118 .350	2,600 .000	2,680 .000	38 .350	31 .460	6 .890				
1月 31 .460	2,300 .000	2,178 .550	152 .910	102 .690	50 .220				
2月 102 .690	2,600 .000	2,500 .000	202 .690	192 .690	10 .000				
合計	B 28,800 .000	C 28,499 .720				E 207 .590	(7)		

記載要領

1 ※印の欄は記入しないこと

2 「当月中の物流上の受入れ数量」欄は、納入を受けた軽油のすりょう、納入を行った後返還を受けた軽油の数量の合計を
「当月中の物流上の払出し数量」欄は、納入を行った軽油の数量、納入を受けた後返還を行った軽油の数量、消費した軽油の数量の合計を記載すること。

差引欄(6)の合計数量を記入する。

検 算

$$A + B - C - D = E$$

$$(100.000 \quad 28,800.000 \quad 28,499.720 \quad 192.690 \quad 207.590)$$

事業の開廃等の届出書

新規特約業者として開始する場合

※ 処 理 事 項	事業者コード	事務所コード	区分	予備	整理番号														
	異動年月日		該当区分に「○」をつけてください。																
千葉〇〇県税事務所長 様 区分 元・特・販・製																			
元売業者、特約業者、石油製品販売業者又は軽油製造業者等	個人番号又は法人番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2	3	(右詰で記載)				
	フリガナ	ケンチョウセキユ カブシキガイシャ																	
	氏名又は名称	県庁石油株式会社																	
	フリガナ	ダイヒョウトリシマリヤク ケンチョウタロウ																	
	法人にあっては代表者の氏名	代表取締役 県庁太郎																	
	フリガナ	チバシ チュウオウク イチバチヨウ 1-1																	
住所	千葉市中央区市場町1番1号																		
開設する全ての事務所又は事業所(本社、SS等)ごとに名称、所在地を記載する。						(電話 043-〇〇〇-〇〇〇〇)													
第144条の34第1項 第144条の34第3項 の規定により届け出ます。																			
事務所又は事業所	フリガナ	ケンチョウセキユ カブシキガイシャ ホンシャ																	
	名称	県庁石油株式会社 本社																	
	フリガナ	チバシ チュウオウク イチバチヨウ 1-1																	
所在地	〒260-0855 千葉市中央区市場町1番1号																		
(電話 043-△△△-△△△△)																			
事業の開始、廃止又は休止の年月日等	開始年月日						廃止年月日												
	令和	2	年	4	月	1	日	令和	年	月	日								
	休止期間																		
令和	年	月	この届出書は、事業の開始、廃止若しくは休止又はその異動(変更)の届出をする場合に使用する。 事業を開始しようとする場合は、その5日前までにそれぞれ必要事項を記載の上、主たる事務所又は事業所所在地の都道府県に提出する。																
事業の廃止又は休止の理由																			
上記の事務所又は事業所の営業区域																			
千葉県、東京都 事務所又は事業所の営業区域に係る都道府県名を記載する。																			
その他参考となるべき事項																			
異動年月日						令和	年	月	日										

受付印	千葉県内に所在する「事務所又は事業所」を新設、廃止又は休止する場合や登録事項に変更が生じた場合に、「事業の開廃等の届出書」や添付書類と一緒に提出してください。		
令和3年3月27日		登録番号	課税番号
千葉西 県税事務所長 様			
住所又は所在地	(ふりがな) ちばしちゅうおうくいちばちょう1-1 千葉市中央区市場町1番1号		
氏名又は名称及び代表者氏名	(ふりがな) けんちょうせきゆかぶしきがいしゃ 大いひょうとりしまりやく ちばたろう 県庁石油株式会社 代表取締役 千葉 太郎		
個人番号又は法人番号	個人番号又は法人番号 1234567890123		

軽油引取税特別徴収義務者登録（~~登録変更・登録消除~~）
申請書

軽油引取税の特別徴収義務者としての登録を受けたい（~~変更したい・消除したい~~
）ので、つぎの

「事務所又は事業所」欄は、千葉県内に所在する事務所又は事業所のうち主たる事務所又は事業所を記載し、千葉県内に事務所又は事業所が所

事務所又は事業所	(ふりがな)	ちばしちゅうおうくいちばちょう1-1		
	所在地	千葉市中央区市場町1番1号 (電話 043-〇〇〇-〇〇〇〇)		
名称	(ふりがな)	けんちょうせきゆかぶしきがいしゃほんてんきゅうゆじょ	(ふりがな)	だいひょうとりしまりやく ちばたろう
	名称	県庁石油株式会社	責任者氏名	代表取締役 千葉 太郎

申請の区分	① 登録 ア 事務所又は事業所の事業の開始によるもの イ 事務所又は事業所の事業を開始した後のもの ワ 引渡しに係る軽油の県内への納入に係るもの ② 登録事項の変更 ③ 登録の消除				
	事由発生日	令和3年4月1日			

変更の場合	変更前			
	変更後			

消除の場合	登録番号			
	消除の理由			

元売・特約の別	元・ <input checked="" type="radio"/>	元売・特約指定年月日	令和3年4月1日	販売契約がある元売業者名	〇〇石油㈱
事務所又は事業所の数	千葉県内	1	千葉県以外	1	

付表1

千葉県内に所在する事務所又は事業所の明細書					
名 称	所 在 地	責任者氏名	開設年月日	軽油の貯蔵設備の有無	登録証票番号※
本店給油所	千葉市中央区市場町1番1号 (電話 043-XXXX-XXXX)	県庁 三郎	H20.4.1	④・無	
				有・無	

事業の開廃等の届出書

SSを新設する場合

※ 処 理 事 項	事業者コード		事務所コード	登録	予 備	整理番号									
	異動年月日		該当区分に「○」をつけてください。												
千葉西県税事務所長 殿		区 分	元・特	販・製											
元売業者、特約業者、石油製品販売業者又は軽油製造業者等	個人番号又は法人番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2	3	(右詰で記載)
	フリガナ	エーセキユ カブシキガイシャ													
	氏名 又は名称	A石油株式会社													
	フリガナ	ダイヒョウトリシマリヤク ○○○○													
	法人にあっては代表者の氏名	代表取締役 ○○○○													
	フリガナ	チバシ チュウオウク イチバチョウ ○○													
	住所 又は所在地	千葉市中央区市場町○○													
(電話 043-○○○-○○○○)															
新設する事務所又は事業所の名称、所在地を記載する。		第144条の34第1項 第144条の34第3項の規定により届け出ます。													
事務所又は事業所	フリガナ	エーセキユ カブシキガイシャ モバラキュウユショ													
	名称	A石油株式会社 茂原給油所													
	フリガナ	モバラシ モバラ ○パン○ゴウ													
	所在地	〒○○○-○○○○ 茂原市茂原○番○号													
(電話 0475-△△-△△△△)															
事業の開始、廃止又は休止の年月日等	開始年月日				廃止年月日										
	令和	○○	年	4	月	1	日	令和	□	年	□	月	□	日	
	休止期間														
	令和	□	年	□	この届出書は、事業の開始、廃止若しくは休止又はその異動(変更)の届出をする場合に使用する。 事業を開始しようとする場合は、その5日前までにそれ必要事項を記載のうえ、1部提出する。										
事業の廃止又は休止の理由															
上記の事務所又は事業所の営業区域															
千葉県															
その他参考となるべき事項															
異動年月日				令和	□	年	□	月	□	日					

受付印	千葉県内に所在する「事務所又は事業所」を新設、廃止又は休止する場合や登録事項に変更が生じた場合に、「事業の開廃等の届出書」や添付書類と一緒に提出してください。		
令和3年4月26日 千葉西 県税事務所長 様		登録番号	課税番号
		(ふりがな) 千葉市中央区市場町1番1号	ちばしちゅうおうくいちばちょう1-1
		(ふりがな) 県庁石油株式会社 代表取締役 千葉 太郎	けんちょうせきゆかぶしきがいしゃ だいひょうとりしまりやく ちばたろう
		個人番号又は法人番号	1234567890123

軽油引取税特別徴収義務者登録（登録変更・登録消除）
申請書

軽油引取税の特別徴収義務者としての登録を受けたい（変更したい・消除したい）ので、つぎの

「事務所又は事業所」欄は、千葉県内に所在する事務所又は事業所のうち主たる事務所又は事業所を記載し、千葉県内に事務所又は事業所が所

事務所又は事業所	(ふりがな)	ちばしちゅうおうくいちばちょう1-1		
	所在地	千葉市中央区市場町1番1号 (電話 043-〇〇〇-〇〇〇〇)		
	(ふりがな)	けんちょうせきゆかぶしきがいしゃほんてんきゅうゆじょ	(ふりがな)	だいひょうとりしまりやく ちばたろう
	名称	県庁石油株式会社	責任者氏名	代表取締役 千葉 太郎

申請の区分	① 登録
	ア 事務所又は事業所の事業の開始によるもの
	イ 事務所又は事業所の事業を開始した後のもの
	ウ 引渡しに係る軽油の県内への納入に係るもの
② 登録事項の変更	
③ 登録の消除	

事由発生日	令和3年5月1日			
-------	----------	--	--	--

変更の場合	変更前	千葉県内の事務所数 1		
	変更後	千葉県内の事務所数 2 (理由：茂原給油所を設置)		

消除の場合	登録番号			
	消除の理由			

元売・特約の別	元・ <input checked="" type="radio"/>	元売・特約指定年月日	令和年4月1日	販売契約がある元売業者名	〇〇石油㈱
---------	-------------------------------------	------------	---------	--------------	-------

事務所又は事業所の数	千葉県内	2	千葉県以外	1
------------	------	---	-------	---

付表1

千葉県内に所在する事務所又は事業所の明細書					
名 称	所 在 地	責任者氏名	開設年月日	軽油の貯蔵設備の有無	登録証票番号※
本店給油所	千葉市中央区市場町1-1 電話 043- -	県庁 三郎	H20.4.1	有・無	
茂原給油所	茂原市茂原1102-1 電話 0475- -	県庁 四郎	H29.5.1	有・無	
				有・無	

事業の開廃等の届出書

SSを廃止する場合

※ 処 理 事 項	事業者コード	事務所コード	処理区分	予 備	整理番号									
	異動年月日													
○○県税事務所長 様 区 分 元・特・販・製														
元売業者、特約業者、石油製品販売業者又は軽油製造業者等	個人番号又は法人番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2	(右詰で記載)
	フリガナ	タテヤマ ハナコ												
	氏名又は名称	館山 花子												
	フリガナ													
	法人にあっては代表者の氏名													
	フリガナ	フナバシ ミナトショウ 2-10-18												
住所	船橋市湊町2丁目10番18号													
廃止するSSの名称、所在地を記載する。														
(電話 047-〇〇〇-〇〇〇〇)														
第144条の34第1項 第144条の34第3項 の規定により届け出ます。														
事務所又は事業所	フリガナ	マツドキュウユジョ												
	名称	松戸給油所												
	フリガナ	マツドシ コネモト 7												
所在地	〒271-8564 松戸市小根本7番地													
(電話 047-△△△-△△△△)														
事業の開始、廃止又は休止の年月日等	開始 年 月 日						廃止 年 月 日							
	令和 <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日			令和 <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日										
	休止期間													
	令和 <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日 から 令和 <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日まで													
事業の廃止又は休止の理由	廃止又は休止する場合、その理由を詳しく記載する。 (例:給油所閉鎖のため等)													
上記の事務所又は事業所の営業区域 上記SSの営業区域に係る都道府県名を記載する。														
千葉県														
その他参考となるべき事項														
異動年月日						令和 <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日								

受付印	千葉県内に所在する「事務所又は事業所」を新設、廃止又は休止する場合や登録事項に変更が生じた場合に、「事業の開廃等の届出書」や添付書類と一緒に提出してください。		
令和3年4月26日 ○○ 県税事務所長 様		(ふりがな) 住所又は所在地 (ふりがな) 氏名又は名称及び代表者氏名 個人番号又は法人番号	登録番号 課税番号 ふなばししみなどちょう1-10-18 船橋市湊町2丁目10番18号 たてやま はなこ 館山 花子 123456789012

軽油引取税特別徴収義務者登録(登録変更・登録消除)
申請書

軽油引取税の特別徴収義務者としての登録を受けたい(変更したい・~~消除したい~~)ので、つぎの

「事務所又は事業所」欄は、千葉県内に所在する事務所又は事業所のうち主たる事務所又は事業所を記載し、千葉県内に事務所又は事業所がある

事務所又は事業所	(ふりがな)	ふなばししみなどちょう1-10-18			
	所在地	船橋市湊町2丁目10番18号 (電話 047-○○○-○○○○)			
(ふりがな)	たてやませきゆ	(ふりがな)	たてやま はなこ		
名称	館山石油	責任者氏名	館山 花子		
申請の区分	① 登録 ア 事務所又は事業所の事業の開始によるもの イ 事務所又は事業所の事業を開始した後のもの ワ 引渡しに係る軽油の県内への納入に係るもの ② 登録事項の変更 ③ 登録の消除				
	事由発生日	令和3年4月30日			
	変更の場合	変更前	千葉県内の事務所数 2		
変更後		千葉県内の事務所数 1 (理由: 松戸給油所を閉鎖)			
消除の場合	登録番号				
	消除の理由				
元売・特約の別	元・ <input checked="" type="checkbox"/>	元売・特約指定年月日	平成20年4月1日	販売契約がある元売業者名 ○○石油(株)	
事務所又は事業所の数	千葉県内	1	千葉県以外		

付表1

千葉県内に所在する事務所又は事業所の明細書					
名 称	所 在 地	責任者氏名	開設年月日	軽油の貯蔵設備の有無	登録証票番号※
船橋給油所	船橋市湊町2丁目10番18号 (電話 047-XXXX-XXXX)	館山 花子	H1.4.1	④・無	
				有・無	

事業の開廃等の届

異動（代表者変更）の場合

受付印 令和3年5月25日		※ 処 理 事 項	事業者コード		事務所コード	処理区分	予 備	整理番号							
			異動年月日												
千葉西県税事務所長 殿		区分		元・特・販・製											
元売業者、特約業者、石油製品販売業者又は軽油製造業者等	個人番号又は法人番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2	3	(右詰で記載)
	フリガナ	ケンチョウセキュ カブシキガイシャ													
	氏名又は名称	県庁石油株式会社													
	フリガナ	ダイヒョウトリシマリヤク ケンチョウ ジロウ													
	法人にあっては代表者の氏名	代表取締役 県庁次郎													
	フリガナ	チバシ チュウオウク イチバチョウ 1-1													
住所又は所在地	千葉市中央区市場町1番1号 (電話 043-〇〇〇-〇〇〇〇)														
下記のとおり地方税法 第144条の34第1項 第144条の34第3項 の規定により届け出ます。															
事務所又は事業所	フリガナ														
	名称														
	フリガナ														
	所在地														
(電話 - - -)															
事業の開始、廃止又は休止の年月日等	開始 年 月 日					廃止 年 月 日									
	令和 <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日					令和 <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日									
	休止期間														
	令和 <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日から 令和 <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日まで														
事業の廃止又は休止の理由															
上記の事務所又は事業所の営業区域															
届出事項に変更が生じた場合は、その異動事由（例：住所変更、代表者変更等）と異動前の内容を「その他参考となるべき事項」欄に記載するとともに、異動年月日も当該欄に記載する。															
その他参考となるべき事項															
代表者変更：変更前 県庁太郎					異動年月日		令和 <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日								

受付印	千葉県内に所在する「事務所又は事業所」を新設、廃止又は休止する場合や登録事項に変更が生じた場合に、「事業の開廃等の届出書」や添付書類と一緒に提出してください。		
令和3年5月25日		登録番号	課税番号
○○ 県税事務所長 様		(ふりがな) ちばしちゅうおうくいちばちょう1-1	千葉市中央区市場町1番1号
		(ふりがな) けんちょうせきゆかぶしきがいしゃ だいひょうとりしまりやく ちばたろう	県庁石油株式会社 代表取締役 県庁次郎
		氏名又は名称及び代表者氏名 個人番号又は法人番号	1234567890123

軽油引取税特別徴収義務者登録（登録変更・登録消除）
申請書

軽油引取税の特別徴収義務者としての登録を受けたい（変更したい・消除したい）ので、つぎの

「事務所又は事業所」欄は、千葉県内に所在する事務所又は事業所のうち主たる事務所又は事業所を記載し、千葉県内に事務所又は事業所がある

事務所又は事業所	(ふりがな)	ちばしちゅうおうくいちばちょう1-1		
	所在地	千葉市中央区市場町1番1号 (電話 043-〇〇〇-〇〇〇〇)		
	(ふりがな)	けんちょうせきゆかぶしきがいしゃほんてんきゅうゆじょ	(ふりがな)	だいひょうとりしまりやく ちばじろう
	名称	県庁石油株式会社	責任者氏名	代表取締役 県庁次郎
申請の区分	①	登録		
	ア	事務所又は事業所の事業の開始によるもの		
	イ	事務所又は事業所の事業を開始した後のもの		
	ウ	引渡しに係る軽油の県内への納入に係るもの		
②	登録事項の変更			
	③	登録の消除		
事由発生日	令和3年6月1日			
変更の場合	変更前	代表者：県庁太郎		
	変更後	代表者：県庁次郎		
消除の場合	登録番号			
	消除の理由			
元売・特約の別	元・ <input checked="" type="radio"/>	元売・特約指定年月日	平成29年4月1日	販売契約がある元売業者名 ○○石油㈱
事務所又は事業所の数	千葉県内	2	千葉県以外	1

付表1

千葉県内に所在する事務所又は事業所の明細書					
名 称	所 在 地	責任者氏名	開設年月日	軽油の貯蔵設備の有無	登録証票番号※
本店給油所	千葉市中央区市場町1-1 電話 043- -	県庁 三郎	H20.4.1	⑥・無	
茂原給油所	茂原市茂原1102-1 電話 0475- -	県庁 四郎	H29.5.1	⑥・無	
				有・無	

事業の開廃等の届出書

事業を廃業する場合

受付印
令和3年7月26日

※ 処 理 事 項	事業者コード	事務所コード	区分	予 備	整理番号
	異動年月日		該当区分に「○」をつけてください。		
〇〇県税事務所長 様 区 分 元・特・販・製					

元売業者、特約業者、石油製品販売業者又は軽油製造業者等	個人番号又は法人番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2	3	(右詰で記載)
	フリガナ	ケンチョウセキユ カブシキガイシャ													
	氏名又は名称	県庁石油株式会社													
	フリガナ	ダイヒョウトリシマリヤク ケンチョウ ジロウ													
	法人にあっては代表者の氏名	代表取締役 県庁次郎													
	フリガナ	チバシ チュウオウク イチバチヨウ 1-1													
住所	千葉市中央区市場町1番1号														

廃止する全ての事務所又は事業所（本社、SS等）ごとに名称、所在地を記載する。
(電話 043-〇〇〇-〇〇〇〇)

第144条の34第1項

の規定により届け出ます。

第144条の34第3項

事務所又は事業所	フリガナ	ケンチョウセキユ カブシキガイシャ ホンシャ													
	名称	県庁石油株式会社 本社													
所在地	フリガナ	チバシ チュウオウク イチバチヨウ 1-1													
	所在地	〒260-0855 千葉市中央区市場町1番1号													

(電話 043-△△△-△△△△)

事業の開始、廃止又は休止の年月日等	開始年月日	廃止年月日												
	令和 <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日	令和 <input type="text" value="3"/> 年 <input type="text" value="7"/> 月 <input type="text" value="31"/> 日												
	休止期間													
令和 <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月	この届出書は、事業の開始、廃止若しくは休止又はその異動(変更)の届出をする場合に使用する。 事業を廃業しようとする場合は、その5日前までにそれぞれ必要事項を記載の上、主たる事務所又は事業所所在地の都道府県に提出する。													
事業の廃止又は休止の理由														

上記の事務所又は事業所の営業区域

千葉県、東京都

事務所又は事業所の営業区域に係る都道府県名を記載する。

その他参考となるべき事項

異動年月日	令和 <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日
-------	---

受付印	千葉県内に所在する「事務所又は事業所」を新設、廃止又は休止する場合や登録事項に変更が生じた場合に、「事業の開廃等の届出書」や添付書類と一緒に提出してください。			登録番号	課税番号
令和3年7月26日		(ふりがな)	ちばしちゅうおうくいちばちょう1-1		
○○ 県税事務所長 様		住所又は所在地	千葉市中央区市場町1番1号		
		(ふりがな)	けんちょうせきゆかぶしきがいしゃ だいひょうとりしまりやく ちばたろう		
		氏名又は名称及び代表者氏名	県庁石油株式会社 代表取締役 千葉 次郎		
		個人番号又は法人番号	1234567890123		
<p>軽油引取税特別徴収義務者登録(登録変更・登録消除) 申請書</p> <p>軽油引取税の特別徴収義務者としての登録を受けたい(変更したい・消除したい)ので、つぎの 「事務所又は事業所」欄は、千葉県内に所在する事務所又は事業所のうち主たる事務所又は事業所を記載し、千葉県内に事務所又は事業所が所</p>					
事務所又は事業所	(ふりがな)	ちばしちゅうおうくいちばちょう1-1			
	所在地	千葉市中央区市場町1番1号 (電話 043-〇〇〇-〇〇〇〇)			
名称	(ふりがな)		(ふりがな)	だいひょうとりしまりやく ちばじろう	
	県庁石油株式会社		責任者氏名	代表取締役 千葉 次郎	
申請の区分	① 登録	<ul style="list-style-type: none"> Ⓐ 事務所又は事業所の事業の開始によるもの Ⓑ 事務所又は事業所の事業を開始した後のもの Ⓒ 引渡しに係る軽油の県内への納入に係るもの 			
	② 登録事項の変更				
	③ 登録の消除				
事由発生日	令和3年7月31日				
変更の場合	変更前		特別徴収義務者登録番号を記載する。		
	変更後				
消除の場合	登録番号		1234567890		
	消除の理由		廃業のため		
元売・特約の別	元・特	元売・特約指定年月日	平成29年4月1日	販売契約がある元売業者名	○○石油㈱
事務所又は事業所の数	千葉県内	2		千葉県以外	1

廃業時の事務所数を記載する。
「付表1」も同様に記載する。

付表1

千葉県内に所在する事務所又は事業所の明細書					
名 称	所 在 地	責任者氏名	開設年月日	軽油の貯蔵設備の有無	登録証票番号※
本店給油所	千葉市中央区市場町1-1 電話 043- -	県庁 三郎	H20.4.1	⑥・無	
茂原給油所	茂原市茂原1102-1 電話 0475- -	県庁 四郎	H29.5.1	⑥・無	
				有・無	

第3章 Q&A

(問1) 閉鎖したSSに残った軽油について、申告は必要ですか？

SS閉鎖時の在庫差量について

SSを閉鎖した場合、在庫差量の申告・報告が必要になります。実在庫数量が帳簿在庫数量を下回る場合には自己消費があったものとみなし、SSを閉鎖した日の翌月末日までに、当該数量の全量につき申告納付していただいております。また、申告納付の有無に関わらず、「事務所又は事業所別在庫数量等明細書」の提出が必要になります(記入例は [P38](#)を参照)。

閉鎖時の実在庫(残油)の処理について

残った軽油の処理の仕方によって、申告・報告の方法が異なります。以下の各項目をご確認の上、該当の項目に則った申告・報告をしてください。

他者が引き取った場合

SSに残った軽油を他者(元売業者や産廃処理業者等)が引き取った行為は、「特約業者からの引取りで軽油の現実の納入を伴うもの」に該当し、課税の対象となるので、引き渡した数量を申告納入しなければなりません。

▶▶▶根拠規定 法第144条の2第1項

自社で廃油処理を行った場合

残った軽油について元売業者等に引き渡しせず、自社で廃油処理を行った場合は、別途当該残量について申告納付をする必要があります。

▶▶▶根拠規定 法第144条の3第1項第1号、第2号

社内転送の場合

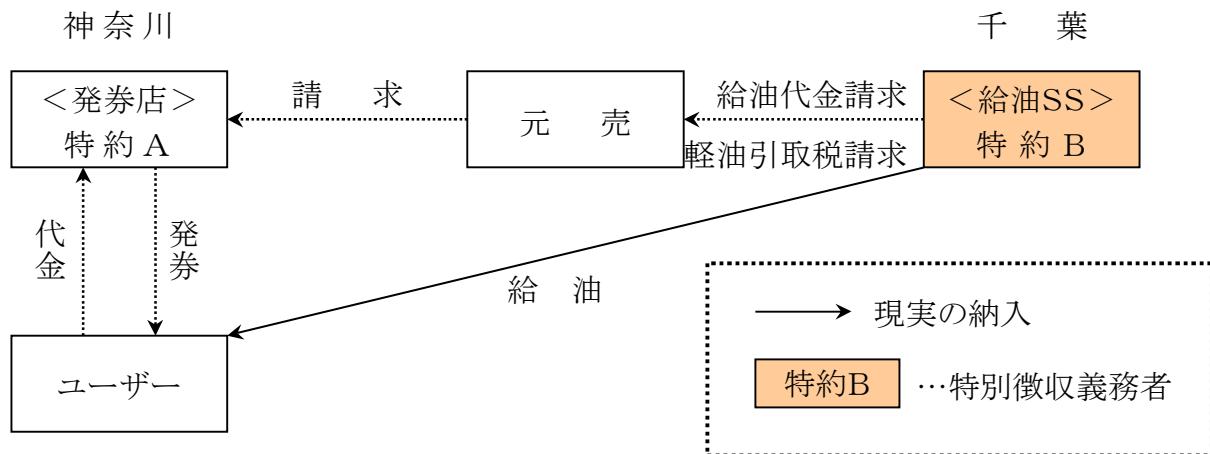
申告は不要です。移した先のSSの在庫として管理し、販売先等に引き渡したときや自己消費したとき等に申告してください。

貯蔵施設のデッドストックについて

貯蔵施設にデッドストックとして残る軽油についても申告の対象となりますので、デッドストック分の軽油の処理方法により申告納入又は申告納付を行ってください。

(問2) 給油カード等で給油した場合、誰が特別徴収し、報告はどのようにするのですか？

< 例 >



給油店である特約業者Bが特別徴収義務者となり、千葉県へ申告納入することになります。

また、「受払い等の数量」及び「現実の受払い等の数量」を特約業者Bが報告することになります。

この場合、「引渡数量」(第16号の41様式別表5、6)の記載にあたっては、「引取りを行った者の氏名又は名称」欄及び「納入を受けた者の氏名又は名称」欄には、自動車の保有者を記載してください。

なお、発券店である特約業者Aは、当該代行給油に係る「受払い等の数量」の報告の必要はありません。

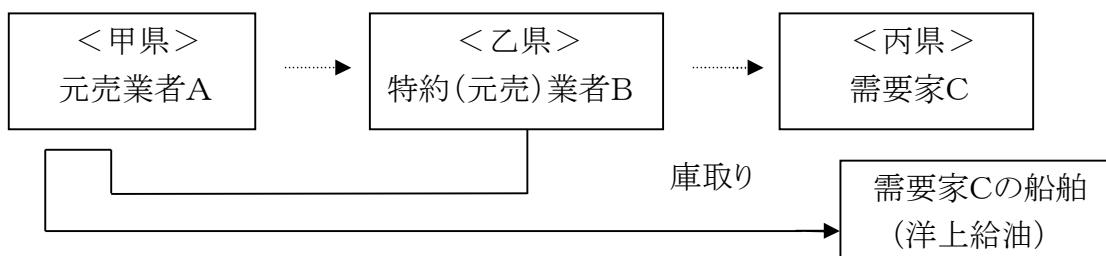
(問3) 特約業者がバージ船等により船舶へ洋上給油を行った場合及び接岸させて給油を行った場合のそれぞれの納入地(申告先)はどこですか？

洋上給油を行った場合は、当該軽油の納入に係る特約業者又は元売業者の事業所所在地が当該軽油の納入地となります。

一方、船舶を接岸させて給油を行う場合の当該軽油の納入地については、納入が行われた場所が当該軽油の納入地となります。船舶を接岸させて給油を行っていれば、たとえ海上から給油が行われたとしても、接岸給油となります。

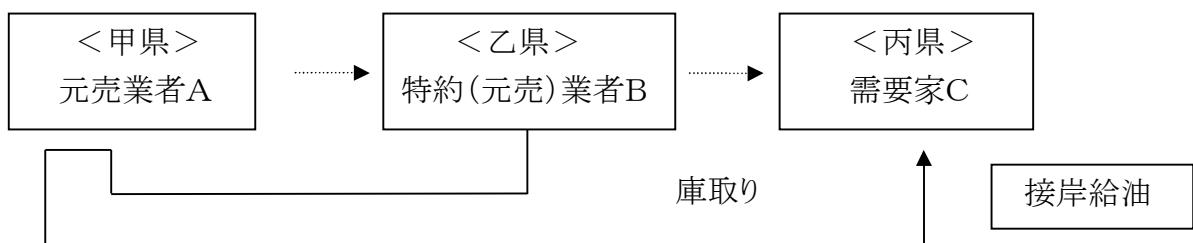
〈例〉

【洋上給油】 → 商流 → 物流



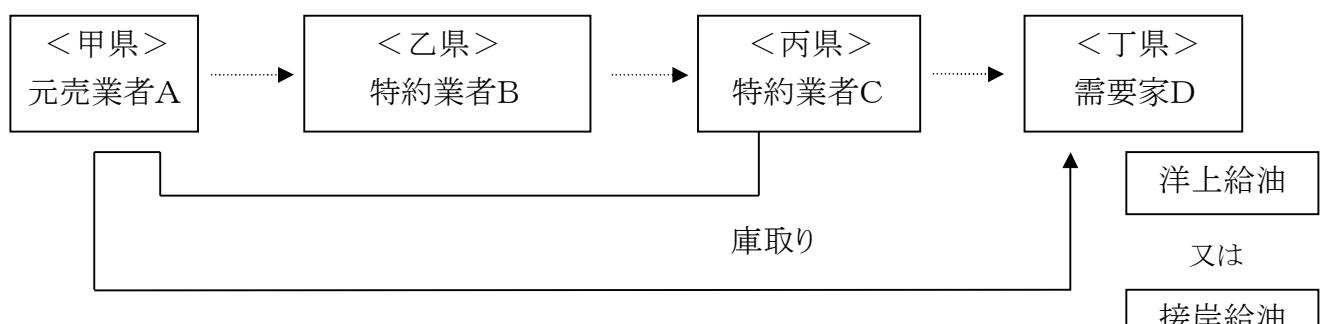
この場合、納入地は洋上給油を行った特約(元売)業者Bが所在する乙県となります。

【接岸給油】



この場合、納入地は需要家Cが所在する丙県となります。

【参考】



この場合、特約業者Cに渡る段階で軽油引取税が課されるため、特約業者Bは特約業者Cが所在する丙県へ申告納入し、一方特約業者Cは課税済軽油を納入したとして、洋上給油の場合は丙県へ、接岸給油の場合は丁県へ申告します。

(問4) 軽油を輸出した場合、課税免除は受けられますか？

軽油の引取りで「本邦からの輸出として行われたもの」は、都道府県知事の承認を得て軽油引取税が免除されます。

輸出による課税免除を受ける場合は、軽油引取税納入申告書の「課税対象とならない数量」(ウ)欄に当該軽油の納入数量を記載して申告するほか、その事実を証する書類(下表を参照)を添付して、納入を行った月の翌月末日までに提出してください。

►►►根拠規定 法第144条の14第4項、規則第8条の37第1号

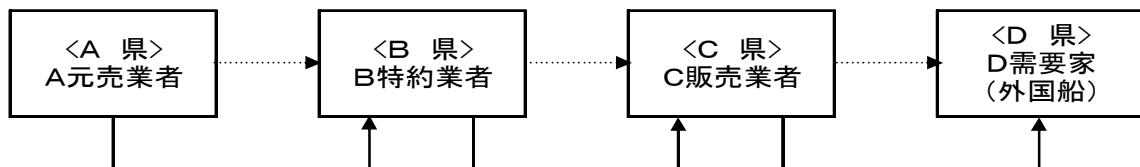
<その事実を証する書類>

輸出品の区分	提出書類
軽油そのものの場合 〔現実の軽油が特約業者又は元売業者から直接 外国向けに送り出された場合〕	① 輸出申告書 ② 納品書又は請求書 ③ その他、輸出であることを証する書類
外国船舶(※)の船用品の場合 ※日本船籍船を外国人がよう船契約して使用し ている場合も含まれます。	① 内国貨物船用品(機用品)積込承認申請書 ② 納品書又は請求書 ③ その他、船用品として積み込んだことを証する書類
輸出される建造船等の船用品の場合	① 建造船等の輸出申告書 ② 内国貨物船用品積込目録 ③ 納品書又は請求書 ④ その他、建造船等の船用品として積み込んだことを証する書類

☆ 積戻しは、軽油引取税の申告・報告の対象とはなりません。(積戻しとは、外国貨物を陸揚げした後、輸入手続きをしない状態で保税地域等で保管し、保税のまま外国へ輸出することです。)

ただし、一度課税された軽油が納品された後に結局輸出された場合については、課税免除の対象とはなりません。

<課税免除とはならない例>



図において、B特約業者がC販売業者に販売、納品した時点で軽油引取税の納入義務が発生するため、C販売業者は外国船には既に軽油引取税を課された軽油を販売(輸出)することとなります。つまり、輸出前に既に軽油引取税が課されるため、B特約業者は輸出による課税免除は受けられません。

(問5) 販売先が破産して売掛金が回収できなくなりましたが、どうしたらよいですか？

特別徴収義務者が、軽油の代金及び軽油引取税の全部又は一部を受け取ることができなくなったことについて正当な理由があると認められる場合又は徴収した軽油引取税額を失ったことについて天災その他避けることのできない理由があると認められる場合は、特別徴収義務者の申請により、その徴収不能額等が還付(又は納入義務免除)されます。

申請ができる場合と申請手続は、下表のとおりです。

▶▶▶根拠規定 法第144条の30

申請できる場合	1 特約業者又は元売業者からの軽油の引取り(特約業者の元売業者からの引取り及び元売業者の他の元売業者からの引取りを除く)を行った者に以下の事情があり、軽油の代金及び軽油引取税の全部又は一部を徴収することが不可能となった場合 (1) 破産、強制執行若しくは整理の手続に入った場合又は解散若しくは事業閉鎖を行うに至った場合(あるいはこれらに準ずる状態に陥った場合) (2) 死亡、失踪、行方不明の場合又は刑の執行を受けた場合(その他これらに準ずる事情がある場合) (3) 天災(震災、風水害、落雷等)その他避けることのできない被害(火災、爆発物等による破壊、盗難等)に遭った場合	
	2 特別徴収義務者が天災(震災、風水害、落雷等)その他避けることのできない被害(火災、爆発物等による破壊、盗難等)に遭い、そのことにより軽油引取税を亡失した場合	
申請手続	提出書類	(1) 軽油引取税の還付・納入義務の免除申請書 (2) 申請理由(還付又は納入義務の免除を受けようとする理由)の事実があったことを証する書類
	申請先	申請に係る軽油の納入申告書を提出した県税事務所長等
	申請期間	徴収不能額等が生じた日から5年間 ※「徴収不能額等が生じた日」とは、軽油の代金及び軽油引取税が貸倒れとなった場合においては、最終的に配当処理が終了して売掛金のうちの未収額が確定した日を指します。 徴収不能額等が生じた日については、裁判所による法律上の手続き等により、確定するのに長期間を要することがあります。

- ☆ 申請の際に必要な添付書類については、別表「軽油引取税の徴収不能額等の還付又は納入義務免除の申請に要する主な書類」([P59](#))をご覧ください。
- ☆ 流通経路によっては還付されない場合がありますので、まずは申請先である県税事務所までご相談ください。

軽油引取税の徴収不能額等の還付又は納入義務免除の申請に要する主な書類

必 要 書 類		破 産	民 事 再 生	会 社 更 生	強 制 執 行	整 理	解 散 等	死 亡	失 踪	行 方 不 明	刑 の 執 行	天 災 ・ そ の 他
1 取引の経過を記載した書類		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2 貸倒引当金の取崩明細など		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
3 売掛金の明細		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
4 債権放棄通知書		○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○
5 配当通知書(清算終了報告書)		○	○	○	○	○	○	-	-	-	-	-
6 債務者の資産証明書		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
7 破産宣告通知書		○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
8 破産債権届書		○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
9 破産廃止決定書(証明書)		○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
10 免責の決定書		○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
11 民事再生申し立て及び決定通知		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
12 民事再生債権届書		-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-
13 民事再生手続開始通知書		-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-
14 民事再生計画案・確定証明書		-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-
15 民事再生計画認可の官報の写		-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-
16 会社更生手続開始申立の通知		-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-
17 更生債権届書		-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-
18 民事再生手続開始決定の通知書		-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-
19 更生計画認可決定の通知書		-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-
20 認可決定の確定証明書		-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-
21 強制執行調査の謄本		-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-
22 整理開始命令書の謄本		-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-
23 解散登記の謄本		-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-
24 市町村長の証明書		-	-	-	-	-	-	○	-	○	-	-
25 失踪宣告証明書		-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-
26 判決文書		-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-
27 不渡手形		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-
28 不渡状況一覧表		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-
29 決算書(貸借対照表、損益計算書)		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-
30 財産目録		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-
31 債務者の支払不能理由書		○	○	○	○	○	○	-	-	-	-	○
32 債務者の支払不能確認書		○	○	○	○	○	○	-	-	-	-	○
33 退職金有無の証明書		-	-	-	-	-	-	○	-	○	○	-
34 戸籍謄本		-	-	-	-	-	-	-	○	○	-	-
35 家族の状況書		-	-	-	-	-	-	-	○	○	-	-
36 債務者の商業登記履歴事項全部証明書		-	○	○	-	-	○	-	-	-	-	-
37 経営者の自認書		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
38 書留郵便差戻		-	-	-	-	-	-	○	○	○	-	-
39 家出人手配証明書		-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-
40 罹災・盗難届等を提出したことを証する書類		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○
41 現地確認調査書		-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	○
42 受取保険金額を証する書類		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○
43 その後の営業及び生活状況の本人申立書		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○
44 銀行等の取引状況証明書		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○

※事案によって、上記書類の他にもご提出いただく場合がございます。

(問6) SSを新設または閉鎖した場合、どのような手続きが必要になりますか？

SSを新設する場合

「事業の開廃等の届出書」に必要事項を記載し、新設しようとする日の5日前までに提出してください。

また、新設するSSが県内に所在する場合は、「事業の開廃等の届出書」([P42](#))のほかに、特別徴収義務者として、「軽油引取税特別徴収義務者登録(登録変更・登録消除)申請書」([P43～44](#))に必要事項を記載し、新設の日の5日前までに提出してください。

後日、当該SSに対して、軽油引取税を徴収すべき義務を有することを証する「軽油引取税特別徴収義務者証」を交付しますので、店頭等の見やすい箇所に掲示してください。

SSを閉鎖する場合

「事業の開廃等の届出書」に必要事項を記載し、閉鎖しようとする日の5日前までに提出してください。

閉鎖するSSが県内に所在する場合は、「事業の開廃等の届出書」([P45](#))のほかに、特別徴収義務者として、「軽油引取税特別徴収義務者登録(登録変更・登録消除)申請書」([P46～47](#))に必要事項を記載し、閉鎖の日の5日前までに提出してください。

また、閉鎖した日から10日以内に「軽油引取税特別徴収義務者証」を返納してください。

※ 閉鎖したSSに残った軽油については、申告が必要になります。また、在庫差量の申告・報告も必要です。[\(P54を参照してください。\)](#)

(問7) 申告書を郵送した場合、申告日の取扱いはどうなりますか？

申告書の提出日は、原則として県税事務所へ申告書が到達した日となります(到達主義)。

ただし、申告書が郵便又は信書便により提出された場合は、通信日付印により表示された日が提出日とみなされます。(発信主義)。 ▶▶根拠規定 法第20条の3

なお、申告書は「信書」に当たることから、県税事務所へ送付する場合には、「郵便物」又は「信書便物」として送付する必要があります。(郵便物・信書便物以外の荷物扱いで送付することはできません。)

(問8) 期限後に申告納入等を行った場合は、どのような取扱いとなるのですか？

申告納入(納付)すべき軽油引取税について、申告をしなかつたり、法定の期限後に申告納入(納付)を行つたり、又は過少に申告をしていた場合は、別途加算金及び延滞金が課されます。

加算金

過少申告 加算金	期限までに申告した税額が、実際の税額より少ないために、更正を受けたとき (法第144条の47第1項)	不足税額×10% (不足税額のうち、期限までに申告した税額又は50万円のいずれか多い金額を超える部分についてはさらに ×5%を加重加算)
※ 不申告加算金	期限内に申告しなかった場合 (法第144条の47第2項～第4項、第6項)	税額×15% (納入又は納付すべき税額が50万円以上である場合は、50万円を超える部分についてはさらに ×5%を加重加算) ただし、課税庁の調査による決定があることを予知して申告したものではない場合は 税額×5%
※ 重加算金	二重帳簿を作るなど不正な方法で故意に税を免れようとした場合 (法第144条の48)	期限内に申告をしている場合 不足税額×35% 申告をしなかった場合又は期限後に申告をした場合 税額×40%

(注1) 税額の全額が2,000円未満の場合は、加算金は課されません(法第20条の4の2第2項)。

また、計算された加算金の全額が1,000円未満の場合は、全部切り捨てとなり、加算金は課されません(法第20条の4の2第5項)。

(注2) 法定納期限から1月以内に申告書が提出され、かつ、税額が法定納期限内に納入又は納付されている等、期限内に申告書を提出する意思があったと認められる一定の場合は、不申告加算金が課されません(法第144条の47第6項、施行令第43条の18)。

(注3) 期限後申告等により不申告加算金又は重加算金を課された者が、その期限後申告等があつた日の前日から起算して5年前の日までの間に、不申告加算金又は重加算金を課されたことがあるときは、その加算金の割合にさらに10%を加算します。(法第144条の47第4項)

【過少申告加算金の計算事例】

例1 期限内に申告した税額が40万円、更正があった不足税額が30万円の場合

$$30\text{万円} \times 10\% = 30,000\text{円}$$

※ 「期限内に申告した税額」40万円と「50万円」を比較すると、「いずれか多い金額」は「50万円」です。

不足税額30万円は「50万円」以下なので、「超える部分に相当する金額」はありません。

よって、加算対象となる加算金額はなく、「不足税額 × 10%」が過少申告加算金額となります。

例2 期限内に申告した税額が40万円、更正があった不足税額が70万円の場合

$$70\text{万円} \times 10\% + (70\text{万円} - 50\text{万円}) \times 5\% = 80,000\text{円}$$

※ 「期限内に申告した税額」40万円と「50万円」を比較すると、「いずれか多い金額」は「50万円」となります。

不足税額70万円と50万円を比べると、 $(70\text{万円} - 50\text{万円}) = 20\text{万円}$ となり、「超える部分に相当する金額」は20万円です。

よって、対象不足税額の $70\text{万円} \times 10\%$ に、「超える部分に相当する金額」の $20\text{万円} \times 5\%$ を加算した金額が過少申告加算金額となります。

【不申告加算金の計算事例】

例1 期限後申告額又は決定額が40万円の場合

$$40\text{万円} \times 15\% = 60,000\text{円}$$

※ 期限後申告額又は決定額は50万円以下なので、「税額 × 15%」が不申告加算金額となります。

例2 期限後申告額又は決定額が70万円の場合

$$70\text{万円} \times 15\% + (70\text{万円} - 50\text{万円}) \times 5\% = 115,000\text{円}$$

※ 期限後申告額又は決定額70万円は、50万円を超えるため、70万円に15%を乗じて算出した額に、「50万円を超える部分に相当する金額」である20万円に5%を乗じて算出した額を加算した金額が不申告加算金額となります。

延滞金

県税を納期限までに納めないときに徴収されるもので、納期限の翌日から納付の日までの期間に応じて計算します。

延滞金の率については、千葉県ホームページ「県税のあらまし」の「延滞金・加算金」のページにて御確認ください。

(問9) 特別徴収義務者交付金とはどのようなものですか？

特別徴収すべき税額を申告期限までに申告し、納期限までに納入したものについて、その税額の一定割合を「特別徴収交付金」として特別徴収義務者に対し交付いたします。

徴収猶予を受けた場合は、徴収猶予を受けた金額のうちその猶予期間内に納入したものについても、交付対象となります。

法定納期限後に申告納入した際の当該月分や過少申告により増額更正を受けた場合の増額分は、特別徴収交付金の**交付対象外**となりますので、ご注意ください。

交付時期は10月下旬で、交付対象期間(算定期間)は、交付年の前年の4月末日までに申告納入すべき3月分から当該年の3月末までに申告納入すべき2月分までの納入分です。

交付金額の算定の基礎とした納入金額について、減額更正又は取消等による変更があった場合において、交付金に過払いを生じたときは、その過払い相当額を戻入していただきます。

※特別徴収交付金は毎年度、各都道府県が交付の決定をしております。

(問10) 事業者コード・事業所コードとはどのようなものですか？

○事業者コード・事業所コードとは

申告書・報告書に記載する、仕入先や販売先の名称等を10ヶタで表した番号です。

法人・個人事業者を表すものが事業者コード、各事業所を表すものが事業所コードです。

例 1 2 0 0 0 2 0 0 0 3
(ア) (イ) (ウ) (エ)

(ア) 都道府県コード…詳細は、[P18](#)をご覧ください。なお、千葉県は「12」です。 ※

(イ) 事業者番号…事業者単位に付与される番号です。

(ウ) 本店及び事務所・事業所番号…本店を含めた事務所・事業所単位に付与される番号です。

「000」は事業者コードに使用されます。

(エ) チェックデジット…(ア)から(ウ)の入力誤りを検出するために計算した数値です。

※ 大口需要家の場合、(ア)は都道府県コードに「50」を加えた数字です。千葉県は「62」です。

注意

- ①事務所・事業所が移転した場合は事業所コードが変わります。本店が移転した場合、事業者コードは変わりませんが、本店の事業所コードが変更となる場合があります。
- ②継続して取引のある業者のコードが不明な場合は県税事務所にお問い合わせください。

(問11) 不正軽油を取り扱った場合等の罰則には、どのようなものがあるのですか？

供給者罰則(法第144条の33第2項、第6項)

		罰 則
①不正軽油の原材料として用いられる灯油やA重油を提供した場合		
②不正軽油の製造に用いられる硫酸等の薬品を提供した場合	懲 役 罰 金	7年以下 700万円以下
③不正軽油の製造に用いられる土地や施設、機械等を提供した場合	法人重科	2億円以下

不正軽油等譲受罪(法第144条の33第3項、第6項)

		罰 則
不正軽油を運搬・保管、購入・媒介・あつ旋したら		懲 役 罰 金 法人重科 3年以下 300万円以下 1億円以下

脱税・製造・検査拒否に関する罰則(法第144条の12、同33第1項、第6項、同39、同41)

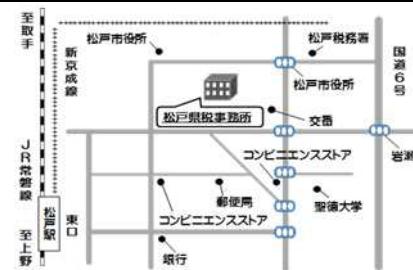
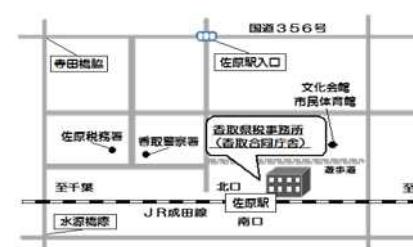
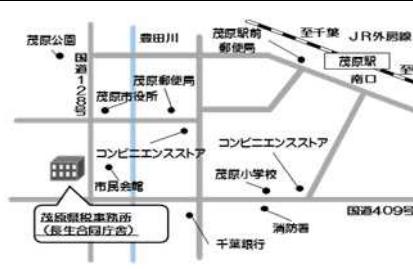
		罰 則
軽油引取税を脱税したら		懲 役 罰 金 (脱税額が1,000万円を超える場合は脱税額相当) 10年以下 1,000万円以下
知事の承認を得ないで軽油を製造したら		懲 役 罰 金 法人重科 10年以下 1,000万円以下 3億円以下
帳簿書類等の調査や石油製品の見本品採取、質問調査などを拒否したら		懲 役 罰 金 1年以下 50万円以下

☆ 特別徴収義務者が、上記の行為を行った場合は、罰則の対象となるほか元売業者、特約業者の指定取消の対象にもなります(施行令第43条の8、施行令第43条の12)。

県税事務所からのお願い

- ① 県税事務所では、定期的に特別徴収義務者の皆様のところにお伺いし、申告書及び報告書の記載方法の説明や、各帳簿書類等の確認調査を実施しております。
また、混和軽油等を発見するため、軽油の抜き取り検査と購入先の確認を隨時行っていますので、ご協力をお願いいたします。
- ② バイオディーゼル燃料(パーム油、菜種油、廃食油などの生物由来の油脂を化学処理し作られるディーゼルエンジン用燃料)の製造・販売等を行うことになりましたら、軽油引取税の課税対象となったり、所定の手続が必要となる場合がありますので、必ず事前に県税事務所にご相談ください。

軽油引取税の業務を行う県税事務所のご案内

申告、申請等をされる特別徴収義務者の主たる事務所又は事業所所在地	事務所名・所在地・電話番号	地図
千葉市、市川市、船橋市、習志野市、八千代市、浦安市	千葉西県税事務所 軽油引取税課 〒261-8508 千葉市美浜区真砂4-1-4 043-279-7111(代表)	
松戸市、野田市、柏市、流山市、我孫子市、鎌ヶ谷市 (その他、県内に事務所・事業所を有しない特別徴収義務者に関する事務を所管します。)	松戸県税事務所 軽油引取税課 〒271-8564 松戸市小根本7 047-361-4036(直通)	
成田市、佐倉市、東金市、四街道市、八街市、印西市、白井市、富里市、山武市、大網白里市、印旛郡、山武郡	佐倉県税事務所 軽油引取税課 〒285-8503 佐倉市鎌木仲田町8-1 043-483-1116(直通)	
銚子市、旭市、香取市、匝瑳市、香取郡	香取県税事務所 軽油引取税課 〒287-8503 香取市佐原192-11 0478-54-1314(代表)	
茂原市、勝浦市、市原市、いすみ市、長生郡、夷隅郡	茂原県税事務所 軽油引取税課 〒297-0026 茂原市茂原1102-1 0475-22-1721(代表)	
館山市、木更津市、鴨川市、君津市、富津市、袖ヶ浦市、南房総市、安房郡	木更津県税事務所 軽油引取税課 〒292-8525 木更津市貝渕3-13-34 0438-22-7221(直通)	